

1860年イギリス学校体罰死事件に関する報道と教育論評

——ホープリー事件裁判の教育史的再構成——(2)

教育学コース 寺崎 弘昭

Newspapers and Educational Journals on School Corporal Punishment
in Nineteenth Century England
: *Regina v. Hopley of 1860 reconsidered, Part II*

Hiroaki TERASAKI

In this paper, the writer has attempted to reconsider a manslaughter case against a schoolmaster (*Regina v. Hopley*, 1860) by examining contemporary newspapers and educational journals. Through this research, he intends to clarify not only the incident itself but also public reactions and opinions for/against school corporal punishment.

Regina v. Hopley had been regarded as an archetype of legal cases of school corporal punishment in commentaries on the laws of England, until the school corporal punishment was abolished in 1987. But, curiously enough, the incident itself and contemporary reactions have never been brought to light. Because of such absence of full investigative research, we often tended to consider *Regina v. Hopley* to have been only a trivial and minor matter for contemporary people.

However, as the writer has provided a detailed picture on account of his investigation of local newspapers (*The Sussex Advertiser*, *The Lews Times*, *The Sussex Express*, and so on), the Hopley's incident was most sensational and caused the greatest excitement in England. Local newspapers enthusiastically reported the case in detail, and furthermore, submitted a profile of Hopley's career and their analyses of "The Eastbourne Tragedy" (*The Brighton Observer*, 11 May 1860).

Furthermore, most of English and Scotch principal newspapers also reported the trial of Hopley (July 23, 1860) and made comments on the incident ; *The Times*, *The Illustrated London News*, *Saturday Review*, *The Bristol Mercury*, *The Manchester Guardian*, *The Caledonian Mercury* (Edinburgh), and so on.

It is certain, as English legal textbooks told us, that *Regina v. Hopley* permitted a "moderate and reasonable" corporal punishment. But on the other hand, it is more certain that the "brutal affair" stimulated popular feelings averse to corporal punishment. For example, *The Sussex Advertiser* pointed out how Hopley's "miserable desire" to establish his educational system "converted correction into cruel and brutally aggravated punishment", and *The Brighton Observer* (May 11) demanded "the abolition of all corporal punishment in the schools of England" in order to prevent a recurrence of such tragedies. And, above all, not only Justice Cockburn and the prosecutor Parry but also the pleader Ballantine hoped for a school without corporal punishment in the court.

On the other hand, it was only four of twelve educational periodicals published in 1860 that made comments on the Hopley case. Most of them, except *Papers for the Schoolmaster*, were

averse to the “public opinion” expressed vigorously in the newspapers ; especially their proposal of “the total abolition of corporal punishment” (*The Brighton Examiner*, 31 July 1860). But they were obliged to keep silence and left behind “public opinion”.

In order to relieve the educational discourses from such peril and establish a professional leadership in the debate on school corporal punishment, Joseph Payne attempted to formulate a new pedagogical paradigm of school corporal punishment from a point of view of “Science and Art of Education” in his lecture (*The Educational Times*, March 1861). He was “the first professor of education in Britain” (Richard Aldrich). He himself, however, did not argue against the use of physical punishment as a means of maintaining discipline. He denied only habitual use of corporal punishment. Rather, he asserted that “a vigilant administration”, which corresponds to the “pouvoir pastoral” (Michel Foucault), was necessary for the discipline and it would become a basis for the effectiveness of corporal punishment.

In Payne’s lecture, Hopley’s act was criticized merely for its “cool, conscientious barbarity”. However, Hopley vindicated his act as a deliberate and educational one based upon John Locke’s view of corporal punishment which Payne also referred to as one of his forerunners. Locke even approved corporal punishment against children’s “Stubbornness” in his famous book *Some Thoughts concerning Education* (§ 78).

目 次

- プロローグ—1860年4月22日イーストボーン
- I. ホーリー事件裁判の教育史的再構成にむけて
 - 1. イギリス学校体罰判例の原型
 - 2. 1860年ホーリー事件判決
 - 3. ホーリー事件研究の新展開
- II. ホーリー事件をめぐる新聞報道
 - 1. 『イーストボーン・クロニクル』
—あるいは『ルーズ・タイムズ』
 - 2. 審判—1860年5月2日
『ルーズ・タイムズ』5月9日付
ロバーツ医師の証言
ホーリーの弁論
 - 3. 檢視報道から一転、逮捕報道
地元紙の出遅れ
検視—1860年4月24日
暗転—「イーストボーンの悲劇」
暫定的小括 (以上、第36巻)
 - 4. 夏期巡回裁判一斉特別報道
—1860年7月23日 (以下、本巻)
夏期巡回裁判
コックバーン判事の冒頭説示
女王 vs. ホーリー¹⁾
エレン・ファウラーの証言
音と光と血と死体の乱舞
ホーリー側の弁論

- コックバーン判事の説示
ホーリーの発言と刑の言い渡し
- 5. 報道のなかの論評
 - センセーションの広がり
『タイムズ』7月24日付
体罰反対感情の瀰漫
- III. ホーリー事件をめぐる教育論評
 - 1. イングランドの教育雑誌
 - 2. 教育雑誌のなかのホーリー事件論評
 - 3. イングランド初の教育学講座教授の論評
—教育学的定型の登場
- エピローグ—レクイエム
- II. ホーリー事件をめぐる新聞報道（続き）
- 4. 夏期巡回裁判一斉特別報道—1860年7月23日

本稿は、1860年4月22日、その穏やかな日曜日の朝に、英仏海峡に面した町イーストボーンで発覚した一学校体罰死事件を対象にして、新聞報道と当時台頭し形を整え始めていた教育雑誌とがその事件をどのように論じたのかを、前稿¹⁾にひき続き分析しようとするものである。事件は当初生徒の「自然因による死」として処理されようとしていたのだが、一転、教師トマス・ホーリーの体罰による「故殺 (manslaughter)」事件として審理される展開となった。これが、1986年に学校体罰が法禁される以前のイギリスの学校体罰判例に原型の位置を占めてき

たホーリー事件である。

本稿の課題はこのホーリー事件の教育史的再構成にあるが、前稿ではさしあたり、4月21日深夜の事件勃発から4月24日の検視会を経て5月2日の審問によってホーリーが四季裁判所の刑事裁判被告になるに至る経過を、当時のサセックス州内の地方新聞を精査することによって明らかにした。

先行諸研究を瞥見するかぎりでは、ともすれば、事件自体は単純でトリビアルなものであり、事件への当時の反応・論評などもそれほどのものではなかったかのような印象を与えられてしまいがちである。しかし、事件自体当初の経過において、最初は「自然因による死」と判定されていたのがその後急転直下してホーリーの逮捕に至る、複雑な迷走の様相を呈したものであった。そしてまた、「イーストボーンの悲劇」(『ブライトン・オブザーバー』5月11日付)と呼ばれたこの事件がきわめてセンセーショナルなものとして当時の人々の話題・論題となっていたことも、5月2日の審問時点までの新聞報道を検討した前稿の段階においてすでにわたしたちには明白なものとなっている。『サセックス・エクスプレス』5月5日付は、「その日の審問法廷は混雑を極めており、大きな興奮が町に惹き起こされた。」「この地域にはまったく前例のないほどのセンセーションが、トマス・ホーリー氏の突然の逮捕によって湧き上がっている。」と5月2日の審問の風景を報じていた。『サセックス・アドバータイザー』5月8日付も、「トマス・ホーリー氏に対する令状が発せられたことが知られた結果、最大の興奮が、火曜日のイーストボーンに惹き起こされた。」と述べると同時に、さらに、ロンドンの内務次官がホーリーの保釈を禁じて彼を監獄に収監するよう指示したという噂が流れていることを報じている。すでにホーリー事件は首都ロンドンで注目されるものになっている、とすくなくとも当地の人々は意識していた。

本稿では、前稿に引き続き、5月以降の新聞報道、特にホーリー事件裁判のクライマックスたる夏期巡回裁判に関する新聞報道を分析する。夏期巡回裁判は7月23日に州都ルーズで開かれるが、法廷の回りは群衆で溢れ、前代未聞の抽選によって傍聴者が選ばれるほどとなった。また、ご婦人用に特別にしつらえられた階段席も満杯となった。そういう状況であったから、新聞報道も当然過熱した。『サセックス・アドバータイザー』は、スペシャル版まで出す騒ぎだった。ロンドンの新聞もそれに呼応した。1842年にハーバート・イングラムによって創刊された大衆新聞『イラストレイティッド・ロンドン・ニュース』はもとより、『タイムズ』紙も、いやイギリス

中の新聞がその多寡の差はあれ裁判報道の列に加わったのである。そういう報道の中、つまらないことかもしれないが、事件を起こしたホーリーが当時41歳だったということなども明らかとなろう。まさにわたしたちのホーリー事件は、当時イギリス中を震撼させた一大事件だったのだ。

それゆえ、当時台頭し始めていた教育ジャーナリズムもこれを無視できるような状況ではなかった。好むと好まざるにかかわらず、ホーリー事件に言及せざるを得なかつたはずである。1860年時点で教育雑誌と分類されるものの中でこの事件がどう遇されたか、その分析に本稿の後半は充てられる。教育ジャーナリズムはこのホーリー事件にどのような態度をとったのか。また、どのような論調をうち出したのか。それを、一般新聞報道のそれと対比して、分析してみよう。そのとき、教育ジャーナリズムという一つの「専門家的」ジャンルが確立されてくるプロセスで、困惑の中から、体罰に関しても「教育学的」言説の範型が確立してくるのを確認することになるであろう。それは、大学アカデミズムの中で「教育学」が地歩を占めるのと相即的なプロセスであった。

ミクロな事象、一見些細なと思われる事象の中に、どれほどの知見がとり出せるものなのか、こうしたミクロ・ストーリア²⁾的実験の一つと受けとっていただければ幸いである。

夏期巡回裁判

5月2日の審問で、ホーリーが夏期巡回裁判にかけられることが決まり、保釈されないままルーズの州監獄に拘留されたことは、すでに述べたとおりである。その後、新聞報道の方は、『ルーズ・タイムズ』5月23日付がホーリーの著書についての解説を掲載したのを最後に、当面沈黙を守り続けたように思われる。すべての視線は、来る7月23日の夏期巡回裁判でいかなる決着がつけられるか、まさにその日に注がれていた。

女王座裁判所首席裁判官コックバーン(Cockburn, Alexander James Edmund)が汽車でルーズに到着したのは、7月20日金曜日午後5時15分であった。彼は、前年1859年に首席裁判官に就任したばかりで、1880年までのポストにとどまることになる。

ホーリー裁判自体は7月23日月曜日に行なわれるが、これまでの関心の盛り上がりからして当然のことながら、地元の新聞はこのホーリー裁判の経緯を詳細に報道した。しかも、それぞれの証言の詳細を、ほとんど速記録同様のかたちで、あたかも実況中継するかのよう

に記事にしたのである。そうした地元新聞には次のようなものが挙げられる。

1. *The Lews Times, Eastbourne Chronicle and Hastings Observer.*
July 25 p.4 "Manslaughter Case, The Queen v. Hopley"
2. *The Sussex Advertiser, Surrey Gazette, and West Kent Courier.*
July 24 pp.3-5 "Trial of Mr. Hopley for Manslaughter"
July 24 (Special Assize Edition) pp.2-3
"Trial of Mr. Hopley for Manslaughter"
3. *The Sussex Express, Surrey Standard, Herald of Kent Mail, and County Advertiser.*
July 24 pp.2-3 "The Eastbourne Tragedy. Trial of Thomas Hopley"
July 28 p.6 "The Eastbourne Tragedy Concluded"

なかでも詳細なドキュメントになっているのは、『サセクス・エクスプレス』紙の記事であろうが、その7月24日付の「イーストボーンの悲劇—トマス・ホーリー裁判」は、A2判6段組の紙面で第2面から第3面まで計7段を占めるトップ記事であった（第1面は広告記事欄）。といっても、『サセクス・エクスプレス』だけでは7月20日金曜日夜の儀式から開始される夏期巡回裁判の全容は知られようもない。そのてんでは、『サセクス・アドバータイザ』が参照されねばならない。というのも、この『サセクス・アドバータイザ』は7月24日付で、なんと今回の夏期巡回裁判に関するスペシャル版まで発行し、もちろんホーリー裁判報道が主眼になっているとはいえる（この場合も、A2判6段組の紙面で第2面から第3面まで計7段のスペースがホーリー裁判に割かれている。この場合も第1面は広告記事欄）、夏期巡回裁判全体が眺められるようになっているのである。コックバーンが7月20日金曜日午後5時15分ルーズ着の汽車で到着した、とき記したのはこのスペシャル版に拠っている。

コックバーン判事の冒頭説示

『サセクス・アドバータイザ』7月24日付スペシャル版によれば、コックバーンはルーズ到着後、まず宿舎に寄って法服を身に纏ったあと、州庁舎（County Hall）において開廷の儀式を行ない、聖ミカエル教会での祈りの儀礼を受けた。ここに、女王座裁判所の開廷が宣せられたことになる。

実質的な初日にあたる翌7月21日土曜日には、コックバーン判事は午前10時に裁判長席に着いた。そして、23名の大陪審を前にして、今回の夏期巡回裁判に係るケースに関して包括的な冒頭説示（Charge：事件に適用のある法律の要点につき説示 instruction を与えること）を行なった。

今回の夏期巡回裁判に係るケースは、当然のことながらホーリー事件だけではない。21日だけでも、そしてブラックバーン判事に任せられた付属法廷で審理された事件を除きコックバーン判事の下で審理された事件だけでも、11件を数えている。そのなかには、窃盗、住居不法侵入、レイプ、暴行、故殺、乳児殺害、そして記事を読んでもいったい何が罪だったのか具体的なことが皆目見当のつかない「不自然な行為（unnatural conduct）」の廉で18ヶ月の重労働に科せられた事件などが見出される。

コックバーン判事の冒頭説示は、しかし、これらさまざまな事件に言及することはない。彼はまず、犯意の明瞭な殺人事件に簡単に言及した後、わたしたちのホーリー事件に立ち入り、冒頭説示のほぼ三分の二を費やすのである。

卿[コックバーン判事]は、次いで、生徒の一人の死をひき起こしたとされる、ホーリー氏に対する故殺容疑に言及した。この国の法によれば、親もしくは親の権威を委任（depute）されている学校教師がある範囲内で若い人々にたいし身体的懲治（corporal correction）を行使する権力を有しているということは、なんら疑問の余地のないことであると卿は言う。しかしある人々の意見では、この権威はたとえごく稀で注意深く行使されるものであっても絶対に行使されるべきものではなく、目的に適い親の優しい本能に適合的なもっと別の方法がとつて代わるべきだ、と考えられてもいる。ともあれ、もし体罰（corporal punishment）が無思慮に執行されるならば、それはしばしば過誤を伴うのであって、それゆえごくごく稀に適用されるべきである。罰を行使する権力は無制限ではない。そしてそれは、親か学校教師かによって、懲治を目的として、すなわち子どもの道徳的改善（moral improvement）のために行使されねばならない。もしそれが怒りの情念の中で行使されれば、正当化され得ない。法は、そのような権力を親に付与しておらず、ましてや彼の権威を委任（delegate）した人物に与えているはずもない。またもし罰がその持続時間と用いられる手段とにおいて穢やかでない（immoderate）ならば、そ

これは法によって正当とされることはない。そして、罰が長時間にわたって持続され、子どもにたいする通常の道具ではないロープや杖で行使されたのであれば、大陪審がこの事実を考慮するのは当然である。問題は、しかしながら、子どもにたいして行使された罰が常軌を逸し (inordinate) 不適切 (improper)なものかどうかであり、かつそれが死の原因となつたかどうかである。もしこのことが確証されるならば、起訴を適正と認めるのが大陪審の義務である。体罰は行使されるべきではないという意見をも考慮したうえで、イングランド法の枠組みの中でホーリー事件がどう裁かれるべきか、その枠組みを提示したのがコックバーンの冒頭説示であった。判例を読む限りでは、体罰反対論への言及があったことは想像されもない。ともあれ、コックバーンは、この冒頭説示で、親の権威の委任関係で学校教師を位置づけ、その体罰を〈懲治〉=「道徳的改善」目的に限定し、その執行が情念と無縁でかつ「穏やか (moderate)」・「適切」な形式のものである条件を示そうとしたわけである。

冒頭説示で言及されたのは、ホーリー事件に続いてあとは2件のみである。一つは、不十分な養育によって母親が幼児を死に至らしめた事件。これについてコックバーンは、母親が経済的に十分な栄養を与えることができた状態だったかどうかがポイントだ、と述べている。もう一つは、医師が自分の母親に青酸を処方してしまった事件。これについても彼は、ポイントは重大な過失が認められるかどうかであって、それが認められないならばこれ以上「悲惨 (misery)」を累ねる必要はなかろうと述べるにとどまっている。

こうして了解されることは、世間的な注目度ということもさりながら、ホーリー事件はその法的枠組みの整理という点でも冒頭説示の中で詳細な方向づけがされねばならなかった注目るべき事件だったということである。そのホーリー事件の審理は、夏期巡回裁判の実質的な第二日目、7月23日月曜日に行なわれる。

女王 vs. ホーリー

その日7月23日、州都ルーズで開かれた法廷の回りは群衆で溢れ、前代未聞の抽選によって傍聴者が選ばれるほどとなった。また、ご婦人用に特別にしつらえられた階段席も満杯となった。『サセックス・アドバータイマー』7月24日付スペシャル版は、「事件の心痛む性格ゆえに、またそれが惹起した強烈な興奮ゆえに、近隣のみならず全国津々浦々で、大いなる関心が裁判に対して表明された。」と記している。

定刻午前10時ちょうどに被告ホーリーが法廷に召喚される。ここに丸一日を費やすことになるホーリー裁判が開始された。彼は黒服に身を包み左手に手袋をもって現れ、被告席に座る。「いくぶんか蒼白な」顔色だったと、どの新聞もが記している。だがしかし、ホーリーは、彼に対してその罪状認否が迫られるや、「決然とした声で」(『サセックス・アドバータイマー』), 「低いがはつきりとした声で」(『サセックス・エクスプレス』), 「無罪 (Not Guilty.)」と返すであろう。ホーリーの罪状は、『サセックス・エクスプレス』7月24日付にしたがえば、次のようなものである。

トマス・ホーリー、41歳、学校教師、は、レジナルド・チャネル・キャンセラー、15歳の少年、を、去る4月21・22日に殺害した罪により起訴された。陪審は12名で構成され、パリー弁護士とクナップ氏が訴追者側、バランタイン弁護士とデンマン氏がホーリーの弁護を担当した。

最初にパリー弁護士によって、事件の経過を再構成しその罪を問う論告が行なわれる。ここで問われているのは殺人罪ではなく、故殺罪である。パリーは、自分の務めが気の重い、しかし重要な務めであるのを自覚していることを強調しつつ、陪審員に向かって予断を排し噂に惑わされることなく判断するよう求めて核心に入っていく。

紳士諸君、彼 [ホーリー] はこの子どもの学校教師 (schoolmaster) である。彼は親との関係でその地位を占めている。疑いもなく、親は彼に親の権威を委任 (delegate) した。そして敢えて言わねばならないが、あなたがたもご存知のように、教師 (master) もしくは親は彼の子どもないしは生徒 (pupil) を懲治もしくは懲罰 (correct or chastise) することができる。私自身は体罰が存在しない学校においてこそ子どもたちはより良く教育されると信じているが、この件に関して私自身の意見あるいは感覚を述べようとは思わない。ともあれ、父親あるいは学校教師が合法的に子どもを懲罰することができるというのは、疑えないところである。しかし同時に、その権威は、あらゆる当然扱われるべき配慮をもって行使されねばならないものである。それは、他の者たちへの警告として機能するために、学校構成員総ての眼前でのみ行使されるべきである、と私は考える。そして、もしも過剰なあるいは穏やかでない懲罰があれば、またもしも情念的で、暴力的で、長時間にわたる、あるいは不必要的罰で、死を結果すれば、そのときは疑いもなくそのような罰を行使

した人物は故殺の罪を犯したことになる。それこそが、今裁かれている被告の罪である。彼は、残酷で野蛮な罰によって、不幸な若者の死を惹き起こした。お世辞にも明解に整理された論告だとは言いたいが、ともかくも、コックバーンが冒頭説示で示した体罰の条件との関連では、体罰の公開性が付け加えられている点に新味があると言える。そしてなによりも、「体罰が存在しない学校においてこそ子どもたちはより良く教育されると信じている」と、学校体罰の否定を自己の信条として明言し、それを良き教育と結びつけて主張していたことは、記憶にとどめられてよい。コックバーンが冒頭説示で言及していたのはこのような意見の存在だった。

パリーは続ける。「死んだ子どもは故キャンセラー氏の末子だった」。そうなのだ。レジナルドの父親は、息子の後を追うようにして二ヶ月もしないうちに死亡していた。父親キャンセラー氏がロンドンの民事訴訟裁判所のマスターだったことは既に知られている。パリーはそれに加えて、レジナルドの祖父チャネル(Channell)男爵が当地のリーダー的存在だったことを陪審に想起させる。そのレジナルドは、1859年10月に、年180ポンド³⁾で、ホープリーの許に預けられた。

たしかに、少年は奇異な気質と習慣の持ち主だった。彼は強情な(obstinate)少年だった。そしてたしかに、彼は、同じ年齢の子どもが一般にできるように速く学習することのできない、「遅滞児(a slow boy)」と呼ばれるものであった。しかし、彼の兄が後に証言するように、彼は最も愛すべき情愛深い性向の少年だった。

こうレジナルドについて描いた後で、パリーは、ホープリーが体罰の許可を得るために父親キャンセラー氏に送った手紙を読み上げる。「April 18 or 19, 1860」という奇妙な日付が付されたこの手紙一実はホープリーによれば彼には手紙の写しを取る習慣がなく記憶を再生したものだと思われる一は、まさにホープリーが具体的に親の権威を委譲された証拠となるものであるが、しかしへりにとてはこれはむしろホープリーがいかに「最も奇異な性格(most peculiar character)」の人物かということを証す証拠にほかならない。だから、パリーは次にその手紙に対して同意を与えた父親キャンセラー氏の返書とそれに同封されたレジナルド宛の因果を含めた手紙を読み上げるのだが、それは、「父親が彼自身行使することのできない権力を委任した」ものにすぎないのだ。「父親はホープリー氏が提案したことに対する同意を与えたのであるけれども、法的には、彼にはそのような罰に同意を与える権力はなかったのである」。

「少年には、ちょっとしたひねくれ(perverseness)と強情とそして知性の欠如以外に、なんの落ち度もなかつた。彼は邪悪な少年ではなかった」。にもかかわらず、「21日土曜日、ホープリー氏は、[夜の]10時15分前から12時半までこの子どもを打撃した」。

この罰の状況は、まったく常軌(ordinary course)を逸していた。そして、すでに述べたように、そうした懲罰は他の全ての生徒の面前で証人を前にして行使されねばならないのだが、この場合はそうではなかった。……ホープリー氏は、朝[夜の誤り]9時半頃

しかも、「武器」は、「両端に把っ手のついた縄跳びのようなもの」と「頑丈な重い杖」で体罰を行った。把っ手には血痕が付着していた。生徒室のカーペットは、杖や縄やレジナルドの寝室同様、「血で覆われていた」。ホープリー夫妻は、それらの形跡を洗い拭き取ろうとした。ホープリーは、「彼の犯罪を隠蔽するために、可能なあらゆることをなしたのである」。

にもかかわらず、とパリーは苦々しく続ける。最初の検死は、こうしたホープリーの隠蔽工作を暴くことができなかった。いやむしろ、ホープリーの筋書きに沿った、「一種のエセ検死(sham inquiry)」に終わった。そのことを白日の下に引き出すきっかけをつくったのが、ホープリー家の召使いの一人エレン・ファウラーである。彼女が間接的にピットマン嬢と連絡をとったのだ。ピットマン嬢はイーストボーンの教区牧師の娘で、チャールズ・ロコック卿の息子に嫁いだ人だ。このロコック卿からレジナルドの兄であるキャンセラー師に手紙が送られ、死後検査(post mortem examination)が行なわれることになったのである。「棺は開かれた」。遺体はホープリー氏の長シャツを着せられ、特に手首がきつく絞められていた。腕の傷が露見しないようにするためだ。これを剥がすと、腕と脚が傷だらけだということが発見された。

たしかに、実際の直接的な死因は、心臓の機能停止である。……しかし、これは、故人に加えられた過酷な打撃と、生じたにちがいない失血に起因している。

このパリーの論告に続いて、証人が次々と喚問される。最初の証人はレジナルドの兄であるが、しかしその証言内容は、主としてレジナルドの遺体を引き取るために4月25日水曜日にイーストボーンを訪れたさいホープリーと話した会話の再現であり、それ自体に新味はない。新しい情報といえば、4月28日に検死解剖(post mortem examination)が行なわれた後もう一度ホープリーの希

望で再検死が5月11日に行なわれていたことであろう
(*The Brighton Examiner*, July 24, p.3)。

証言の山場は、やはりなんと言っても、パリーも強調していたことだが、「エセ検死」によって真相が未解明のまま終わりそうになった事態をドラマティックに転換し事件を白日の下に引き出すきっかけをつくったエレン・ファウラーの証言である。彼女は事件当時ホープリー家でナース・メイドとして勤めており、しかも彼女の寝室=子ども部屋はレジナルドの寝室の隣に位置していたのだから、レジナルドの最期の様子がその証言によって解明されると期待されるのも当然であった。

エレン・ファウラーの証言

そのエレン・ファウラーは、二番目に証言台に立った。その重要性にかんがみて、最も詳細な『サセクス・エクスプレス』7月24日付の記事から彼女の証言をそのまま引用することにしよう。

私は、現在、Belgrave-square[ロンドン]のGeo. Lion⁴⁾氏のところでナースメイドをしております。キャンセラー坊ちゃんが生徒だったとき、被告のところに雇われておりました。4月22日[21日の誤り]に、1階の食堂(mess-room)で彼を見、それから、居間で紅茶を飲んでいるのを見ました。私は、キャンセラー坊ちゃんの隣の部屋で、子どもたち[二人]と一緒に寝ました。紅茶を飲んでいるのを見たのが、生きている彼を見た最後でした。ベッドについた後、9時45分頃、居間の上の2階の生徒室(教室pupil room)から打擲の音を聞きました。私の寝室は最上階です。生徒室の上に、ホープリー夫人の部屋があり、その上に私の部屋がありました。ホープリー氏がキャンセラー坊ちゃんを打ち続けるのを聞きながら、私は眠りに落ちました。15分間ほど打擲を聞きました。その夜、11時45分頃、再び目を覚ました。眠る前に、キャンセラー坊ちゃんが悲鳴をあげる(scream)のを何度か聞きました。彼は「オー」と叫んでいました。12時頃、ホープリー氏とキャンセラー坊ちゃんが階段を上ってくるのが聞こえました。キャンセラー坊ちゃんは歩くことができず、それでホープリー氏が彼を押しているように思われました。キャンセラー坊ちゃんの部屋に入ると、彼[ホープリー]はドアを閉めましたが、すぐに階段を降りていきました。一分と経たずに、キャンセラー坊ちゃんの部屋に戻ってきました。それから、彼がキャンセラー坊ちゃんを打擲するのを聞きました。ホープリー氏が「さあ、良い子だから、やりな

さい。」と言うのを聞きました。その時には、ホープリー氏が彼を打つのは聞きました。再びホープリー氏が、「4を足す。」と言うのを聞きました。他にもなにか言いましたが、聞きとることはできませんでした。私は時刻を見ました。そして、それが、9時45分から12時15分まで続いていることを知りました。

(裁判官の質問に答えて) 数回少年が打たれるのを聞きました。部屋には、時計があったのです。

(続けて) まったく突然、静かになりました。少年はずっと泣いていました。私は彼が悲鳴を上げ「オー。」と喰るのを聞きました。それは打たれています。10分後くらいに、誰かが水をはねかける音を聞きました。誰かが階段を降りていくのが聞こえました。二・三分ですべては静かになりました。次に、誰かが蛇口のところに行って、水を汲んでいるのが聞こえました。蛇口は、生徒室の上の階段のところに付いていました。水が汲まれた後、一人の人物がひっきりなしに走って階段を昇り降りするのが聞こえました。12時15分頃、私の主人〔=ホープリー夫人〕が私の部屋に入って来ました。私の女主人は時計のネジを巻き上げました。水が器から他の器へ移し入れられる音を聞きました。階段を昇り降りする足音を6回くらい聞いたと思います。しかし一度しか水は取りに行かれませんでした。1時頃私は眠ってしまいました。日曜の朝、私は6時30分頃起きました。その時、誰かが階段を昇ってきてキャンセラー坊ちゃんの部屋に行くのを聞きました。足音が私の部屋の前を通り過ぎた時、その人物が私の部屋に来ると思いました。それで、把手が動くのを聞いたので、私は私のドアにかんぬきをかけました。私の時計は、12時15分と12時20分の間で止まったままになっていました。ネジが巻き切られていたのです。11時までホープリー氏を見ませんでした。私は、ホープリー夫人がキャンセラー坊ちゃんの部屋に入るのを見ました。彼女は腕の下になにか白いものを抱えていました。私は7時55分頃に降りて行きました。その後、アリス・ディーコンが手にロウソク立てを持っているのを見ました。それには血の斑点が付着していました。それから子どもたちと外に出て、10時45分頃帰ってきました。ホープリー氏は私に、子どもたちのことが終わった後で降りてくるようにとホープリー夫人に言われなかったか、と聞きました。私は料理人の寝室に行き、それから生徒室に行きました。そこでホープリー氏は、彼ら

がキャンセラー坊ちゃんがベッドで死んでいるのを見つけたことを私に話しました。その後私は、教会へ行きました。生きている限りこの事件を決して忘れないだろう、とホープリー氏は言い、子どもたちができるだけ人から遠ざけておくようにと私に指示を与えました。

火曜日に、彼は私に尋ねました。

「何時に私がキャンセラー君の部屋を離れたか、知っているか？」

私は言いました。

「はい。12時と1時の間です。」

「いや。そんなには遅くなかった。」

私は彼に、いや、そうだ、と言いました。そして、ホープリー夫人が私の部屋に来たとき時計は12時15分を指していた、と言いました。彼女が1時に出でいくのを聞いた、と言いました。私は、洗濯女のジョーンズ夫人のところへ行き、下着を見たのを覚えていました。その下着はキャンセラー坊ちゃんのもので、血が付いているのに気がつきました。そこで私は血のついた何枚かのハンカチも見ました。次の土曜日の朝、私はキャンセラー坊ちゃんの寝室に入り、床と炉辺に血の跡を認めました。それは拭きとられようとしたもののようにでした。同じ日、キャンセラー坊ちゃんの血のしみが一つ付いたジャケットを見ました。少量の血が付いたシャツのボタンを部屋で見つけました。私は生徒室へ行きました。そして、カーペットの上に、拭きとられた血の跡を見ました。アリス・ディーコンも一緒でした。一つの血の跡など、手の平ほどの大きさのものでした。また後に、私は、カーペットの下の床に、多量の血を見ました。ランガム氏がカーペットの一部を剥がした時に見たのです。

(反対尋間に答えて) 血はカーペットの上に付いていました。カーペットは釘で打ちつけてありました。血は足跡のように見えましたが、拭きとられていて断言できません。ホープリー夫人は毎土曜日の夜に時計のネジを巻くのが習慣でした。彼女は子どもたちのことが好きで、見に昇っても来ました。その夜も彼女は昇ってきて、子どもたちにキスして去っていました。二人子どもがいました。ホープリー夫人は若い婦人のようです。彼女が階段を昇ってくる前にホープリー氏が彼女の部屋に行ったかどうか、知りません。全てが静かになって一分くらいしてホープリー夫人が私の部屋にやって来たのは、たしかです。キャンセラー坊ちゃんは、部屋に風呂

を持っていました。毎晩使っていたと思います。水が風呂に入れられたのかどうか、私にはわかりません。水差しを満たす以上の水が汲まれたようではありませんでした。私が聞いた限りでは、インターバルを伴って、打擲は続けられたようでした。少年は、彼のふるまいにおいて、非常に頑固(obstinate)でした。

(再質問に答えて) 彼[レジナルド]は以前にも打擲されたことがあります。クリスマス前に打たれました。私はロコック夫人を知っていました。それで彼女に手紙を書いたのです。

音と血の乱舞する世界。それがエレン・ファウラーの証言の特徴である。しかしそれは、壁一つで事件現場に隣接した者の言であるがゆえに、聞く者の想像力を刺激し臨場感を増す。そこに展開される地獄絵の主人公は、哀れな少年に襲いかかり執拗に打擲するホープリー、その証拠としての血の池を洗い流し隠滅しようとするホープリーであり、そしてその証拠隠滅に荷担するホープリー夫人の姿を明滅させている。

その圧倒的な刺激の前では、「水差しを満たす以上の水が汲まれたようではありませんでした。」という言も、「ホープリー夫人は毎土曜日の夜に時計のネジを巻くのが習慣でした。」という言も、搔き消されてしまっただろうことは想像に難くない。水差しの水程度をはねかけたらいで、どうやって血の池が洗い流されるというのか。

音と光と血と死体の乱舞

ここで法廷は、10分間の休憩を挿む。

次いで、三番目の証人にアリス・ディーコン、四番目にファニー・ホーランド、五番目にジェイン・ジョンソン(Jane Johnson—5月2日の審判を報じた『ルーズ・タイムズ』5月9日付ではJane Johnsとなっていた。)が、それぞれ証言台に立ち、エレンの証言によって幕を上げた音と血の乱舞が補強される。アリスはホープリー家のハウス・メイド、ファニーは同じく賄い担当、そしてジェインは洗濯屋である。彼女らは、当夜聞いた悲鳴や、翌日目撃した血の痕について証言する。しかしその詳細には、ここでもう立ち入る必要はない。彼女らの証言については、すでに5月2日の審判を分析したさいに紹介しており、じっさいその域を出るものではなかったからであり、また、現場から離れたところからのものゆえにエレン・ファウラーの証言ほどには直接的でもないのである。目新しいのは、アリス・ディーコンがレジナルドの父親キャンセラー氏に手紙を送り疑惑を表明していたことが判明したことくらいだろう。ホープリーに「今

度またそんなことをしたら、監獄に送ってやる。」と言わされたことを、アリスは証言している。

音と血の乱舞に光の乱舞をもち込む役割を果たすのが、次に登場する三人の証人である。ロバート・マクドノワ(マコーニー？), ウォルター・レイン, エドワード・ジョーンズの三人である。彼らは、海岸警備員であり、当夜、海岸警備の任にあたっていたときに見た、ホープリー家の光の明滅について証言する。5月2日の審判のさいには二人だった証人が、今回は三人に増えている。ロバートは、夜12時30分頃海岸を警備中、ホープリー家の二つの窓に灯りが見えたこと、そして誰かが手に灯りを持って一番東側の窓の方へ移動しているのが見えたことを証言している。ウォルターは、夜中の1時と2時から3時のあいだとの二回、三つの灯りを見た。エドワードは、夜の12時に灯りを見ていた。

続いて、九番目の証人として弁護士トウバット(Tobutt)が、アリス・ディーコンから証拠品のズボンと杖と縄を受けとったこと、および4月26日に血のついカーペットを見たことを証言。十番目の証人ヘンリー・エマリー(Henry Emery)，彼はイーストボーン地区の生死登録官なのだが、5月2日審判の時と同様、ホープリーがキャンセラーハウスとホープリー夫人の健康のことを考慮して検死を避けたいと言った、と証言。

十一番目に、件のロバーツ医師が登場。しかし、今回は、5月2日審判の時とは趣も違いあからさまに非難されることもなく、淡々と証言する。問題の日曜の朝、呼ばれてホープリー家に行きベッドに横たわっている遺体を見た。だが、見る以上の検査をしたわけではなく、死因を確定することなどまったく不可能だった。ホープリーは死亡証明書を要求したけれども、それはできないと答えた、と。

次に証言台に立ったのが、医師チャールズ・ロコック(Sir Charles Locock)である。エレン・ファウラーが手紙を書いて知らせたのが、この人物の義理の娘(ロコック夫人)に対してだった。

このロコックの元にも、ホープリーは死亡証明書を書いて欲しいと訪ねていた。埋葬の前日、4月27日のことである。ホープリーは、既に検死で自然因による死だという評決が出ているにもかかわらず、大量のゴシップが流され嘘が横行していて困っていると言い、心臓病で死んだという証明書を出して欲しいと懇請してきたのだ。しかし、義理の娘からエレン・ファウラーの情報を聞いていたロコックは、逆にホープリーに質問を浴びせかけた。少年は気絶したのではなかったか。水をかけたのは何のためなんだ。ホープリーは、色をなして困惑したよ

うだった。そして、彼は、「水差しの水をひっくり返したこと思い出した」。なおもロコックは、血痕があちこちに発見されたことを追求した。ホープリーは青ざめ、しばらく凝つて立っていたが、なにも答えずに、帽子を取って帰っていった。その後、ロコックは、キャンセラーハウスに死後審査(post mortem examination)を行なうよう提案する手紙を書いたのだった。

ここで、被告側弁護人バランタインの提案により、ホープリーからロコック宛てに4月29日付の手紙と、5月2日審問でのホープリーの弁論が読み上げられた(これは裁判記事の最後に付録として掲載されている)。また、レジナルドの兄キャンセラーハウスが再び証言台に立ち、レジナルドが1848年に猩紅熱にかかったが回復したと証言している。

ロコックの証言を承けて十三番目の証人として証言台に立ったのが、死後審査で解剖を行なった聖ジョージ病院の外科医プレスコット・ヒュウェット(Prescott Hewitt)である。5月2日審判の時には、この解剖結果の証言はロバート・ウィリス医師によってなされたが、今回はヒュウェットが担当している。ヒュウェットの証言内容は、ウィリスのそれとそれほど異なるところはない。右手と大腿部に重い損傷が見られ、細胞膜が潰れ垂離し多量の失血が見られたこと。ヒュウェットが、「これは証拠品の杖で惹き起こされたにちがいない。」と述べた瞬間、満員の法廷にセンセーションが走った。頭部・頸部・体幹には傷はなかった。頭の中に6から8オンスの水が溜まっていたが、これは少年の「欠陥的知性(defective intelligence)」の原因だったとみられる。しかし、これは死因ではない。また、身体の全器官に死因は見出されなかつた。かくて、ヒュウェットは、こう結論づける。

神経組織のショックと、細胞膜からの大量の失血によって、死が惹き起こされた。

死亡推定時刻は、夜の11時30分から12時30分のあいだとされた。

訴追側証人は、あと二人。ヒュウェットの証言内容の正当性を補強するために、死後審査と一緒に行なった王立外科医カレッジのティモシー・ホームズ(Timothy Holmes)と、医師ロバート・ウィリス(Robert Willis)である。彼らはそれぞれ、ヒュウェットの証言内容に同意する証言を行なった。

ホープリー側の弁論

訴追側の立証が終了した時点で、法廷は暫時休憩に入った。

再開されるや、バランタイン弁護士の弁論が開始される。しかしながら、率直に言って、彼の弁論は長々としたものであるにもかかわらず、具体的論点での突っ込んだ展開に乏しいものであることは否むべくもない。ただ、5月2日の審問でのホーリーの弁論が審理途中で読み上げられたのを承けて、それを墨守するだけなのだ。この5月2日審問でのホーリーの弁論については、すでに詳しく紹介してあるので、いまそれにたち戻る必要はあるまい。

なるほど、ヒュウェットの医学的所見に対して、死因についての疑問を呈し、また、「被告が少年の部屋を出た時点でも少年は死んでいなかったのではないか。」と疑問を挿んではいる。しかし、死因について別の可能性を示唆しているわけでもなく（ちなみに、5月2日審問で医師ロバーツは、猩紅熱が完全に回復していないまま心臓病に繋がったのではないか、という推定を提示していた。）、訴追側証人エレン・ファウラーの証言では12時半くらいまではホーリーが少年の部屋に居たことになっており、それを突き崩さないまま死亡推定時刻（11時30分から12時30分のあいだ）を容認して「被告が少年の部屋を出た時点でも少年は死んでいなかったのではないか。」と疑問を挿んでも、説得性に乏しかったであろう。

召使いの証言は「誇張」されたものになっているという主張や、ホーリーは事件を隠蔽しようとしてはいなかったという主張、あるいは体罰は父親の許可を得たものだという主張を並べつつも、結局、バランタインの弁論は、少年の「強情な性向（obstinate disposition）」を制圧するためにホーリーは沈着・誠実に善事を行なつただけなのだ、という主張に収斂せざるを得なかつたようと思われる。バランタインは言う。「強情は、皆さんご存じのように、子どもの教育においてとり扱うのに非常に難しいものだ」。「個人的懲罰（private chastisement）とその一定時間の持続が強情な性向を制圧する唯一の方法だということは、傑出した人々によって証明されてきたというのは事実である。もし制圧されなければ、少年は、彼自身に対する、また社会に対する敵となり、家族の不名誉となってしまう」。「少年は、教師に屈服し求められていることをすると約束することによって、いつでも罰を止めさせることができた」。ホーリーも「完全な誠実さ」をもって実行した。「終始、平常心（temper）を失っていないかった」。杖はたしかに不適切だったが、体幹への打撃ではなく、冷静さがうかがえる。なによりも、ホーリーはそうすることが義務だと考え、また、正しい方法で行為し、それが究極的に少年の「利益（benefit）」・「生徒の福祉（welfare of his pupil）」になると信じて

いたのだ、と。

そのバランタイン弁護士が、同時に、個人的な意見ではと留保しつつこう述べていたことは記録されておくに値しよう。

私自身は、個人的暴力という考え方を憎悪するものである。まったく体罰（corporal punishment）のない子どもたちを教育する方法が早急に工夫されることを希望している。

続いて、弁護側証人として、三人が登場する。

一人めは、コロネル・マッケイ（Colonel Mackay）、サセックス州の警察署長である。彼は、息子三人をホーリーに教育してもらっていたり、十年の知己であると述べたうえで、ホーリーについて「非常に人間的で親切な人間」だと証言した。反対尋問に対しても、こう述べている。

ホーリーに彼の妻を打撃する習慣があったとは聞いたことがない。ましてや、その脅威のために、彼の妻が兄弟のところに避難した、とは聞いたことがない。ムーン博士のことは知っている。彼の息子はホーリー氏のもとにいる。ホーリーがその息子を打撃し指の爪を剥がしたことは、聞いたことがある。しかし、そのことで、ホーリーが「人間的性格」の持ち主だという私の意見は変わらない。

二人めは、ヘンリー・ウォード（Henry Ward）、ロンドンの聖バーナバスの牧師。彼は、1857年11月以来の知己で、息子の一人をホーリーに教育してもらった。「息子は、ホーリーのことをいつも高く評価している。」と証言した。三人めが、事務弁護士ルイス・フルラガ（Lewis Fullagar）。彼は、九年間ホーリーの生徒だった。ホーリーについて「彼は親切で優しい人物だった。」と証言した。

弁護側証人はこれで全てである。5月2日審問で唯一人の弁護側証人となったエドワード・プライス・フィルポットは、どうしたわけか証言台に立たなかった。彼は、エレン・ファウラーと同様、レジナルドの隣の部屋に寝ていた生徒であり、たんにホーリーの人物評だけではない証言も可能だったはずなのだが。しかしともあれ、弁護側の証言は、事件の具体相に入らないまま終了したのである。

コックバーン判事の説示

コックバーン判事の説示が開始される。

「本件で考慮るべき問題を手短に要約することが望ましいだろう。」としたうえで、コックバーンがまず述べたのは、次のようであった。

国法によれば、親、学校教師、あるいは親の代理人もしくは親の権威を委任 (delegate) された者は、子どもたちの中の悪 (evil) を懲治 (correcting) する目的で、穏やかで理性的な体罰 (moderate and reasonable corporal punishment) を行使することが正当化されている。……たしかに、非常に多くの人々が父親によるものであれ教師によるものであれ、体罰の行使はいかなる善も生み出さないと考えている。またもっと多くの人が、ともかく、より高く高度な動機に訴えるもっと柔軟な影響力こそが行使されるべきだと考えている。しかし、子どもたちのより善い動機に訴えたさいに現在と同じ効果が得られると断言する人は、おそらくそう多くはない。このことに関しては、いま吟味することではない。法はこうだ。父親もしくは教師 (master) は、懲治を目的として体罰を行ふことができる。ただし、穏やかさと理性を伴つて。もし情念と怒り、そして暴力 (violence) を伴つて、また子どもの耐久度の限界を超えて行使されるならば、そのような罰は不正であり法に反する。それでもし、そのような過度の罰の下で死が結果すれば、それは故殺 (manslaughter) とみなされる。あなたがた [陪審] が決定しなければならない問題は、第一に、あの不幸な少年の死が被告の打撃によって惹き起こされたかどうかであり、第二に、死が打撃によって惹き起こされたのならば、打撃が穏やかでなく過度の性格のもとのであったかどうかを聞くことである。

ここでも、判例集の判例 (2F .& F.202) を読んだだけでは窺えない事柄が、顔を覗かせている。多くの人々が体罰に反発する感情をもっている、という認識である。だからコックバーンは、あえてそのことに言及し、陪審の審議を現行法の枠組みの中に導入する必要があったのである。

そのうえで二つの問題を設定したのであるが、その問題を解く鍵は、これまた判例集の判例からは窺えないことだが、医学的所見の権威に収斂させられてゆく。すなわち、コックバーンは、体罰の道具に杖や縄が使われたことにそれほど眼を奪われる必要はないと述べたうえで、むしろヒュウェットによって提供された医学的所見に注意を促すのである。コックバーンは、皮膚が乖離してそこに指を通せるほどだったという所見内容を想起させつつ、それは適切で合法的に適用されたものによってつくられたとはとうてい思えないものであり、「故人 [レジナルド] の死は打撃によって惹き起こ (occasion) されたことは、疑い得ないようにみえる。」と断言する。打

撃が死の誘因 (occasion 機会因) であることはまちがいない、というわけだ。しかも、医学的所見では、「彼 [レジナルド] の身体器官は健康な状態で機能しており、彼の死は暴力以外のものには帰せられない」のである。

このコックバーン判事の説示が終わると、陪審は退席した。このとき6時15分だった、と『サセックス・アドバタイザー』7月24日付は明記している。午前10時開廷から、8時間15分が経過していた。

15分後に法廷に戻ってきた陪審団は、評決を宣言する。「有罪 (GUILTY)」。

ホーリーの発言と刑の言い渡し

評決が出されると、ホーリーは、「評決に異議があればその理由を述べるよう、裁判長に促された」。

最初彼 [ホーリー] は、声を出すことができなかつた。手で隠された顔は、いまにも涙の情念的な迸りを見せそうだった。しかし暴力的な努力によつて、彼は感情を抑えたようだ。そのため彼は、ほとんど窒息しそうになった。そして、彼に対してなされた証言を解剖し始めた。

と、これまでこの夏期巡回裁判に関して主にテクストにしてきた『サセックス・エクスプレス』7月24日付は書いている。

「もし私が局外者であったなら、今回の事件がほんとうはいったいどういうものだったか、[この審理をとおしても] 知ることはできない。これが言うことのできる全てである。」ホーリーはこう切り出して、「血の付いたハンカチなど、否定することだけができる。」と畳みかける。彼には、今回の証言は聞くに堪えないものであつたらしい。とくに召使いの証言は、腹立たしいものだったにちがいない。出血の量は、「最大限に誇張」されている。また、エレン・ファウラーは、思いこみから時刻を誤っている。この「可哀想な少女」は、時計が12時15分で止まっていたのをあとで見て、そこから全ての時刻を逆算したにすぎないのである。だから、1時間から1時間半違つてゐる。海岸警備員の証言からも、私が12時20分には私の衣装室に居たのは明らかではないか。

こういうふうに、証言への異議を述べたてたうえで、ホーリーは、たしかに使用した道具が不適切だったと認める。「しかしながら」と彼は主張する。

1,000人中999人の生徒が、この種の罰を受け、翌朝には無傷のままで起床してきたのだ。きっとこの少年には、奇妙で異常なにかがあったにちがいない。それで失血が尋常でなく続いたのだ。

脚部だけを打撃するようにしたこと、縄跳びの柄は使用

しなかったこと、などを述べて、ホープリーは最後にこう締め括った。

自分自身の正当化のために、こういうことを言うのではない。厳しい刑が私に下されることは承知している。しかし私は、全ての真実が語られることを願うのだ。

コックバーン判事には、しかし、このホープリーの願いは届かない。コックバーンには、ホープリーの行為に引導を渡すことだけが残されている。そこで彼は言う。

トマス・ホープリー、あなたは、最も野蛮で非人間的な性質の罰によって不運な少年の死を惹き起した罪に関し、最も明白で決定的な証拠にもとづいて有罪とされた。召使いの供述が罰の継続時間に関して正しいかどうかにかかわらず、それが過度で不穏当で非人間的な性質のものだったということには、なんの疑問もない。

召使いの供述がなくとも、ヒュウェット医師の医学的所見で十分なのだ、とコックバーンは続ける。そして、どんなに強情だったとしても、「この年齢の少年にかくのごとき打撃を与えることはモンスター的(monstrous)行為だということを、あなたは知っているべきだった。」と言う。「何者も、このような残酷と野蛮(cruelty and barbarity)を正当化できないのだ」。

かくて、ホープリーに「大きな苦痛と共にを感じつゝも」、「厳格な刑を下す以外にない」と結論し、「4年間の重懲役(PENAL SERVITUDE FOR FOUR YEARS)」をコックバーン判事は言い渡したのである。

5. 報道のなかの論評

こうして、ホープリー事件裁判はその幕を閉じた。ホープリーはそのままルーズ監獄に送り戻され、懲役に服した。

センセーションの広がり

イーストボーン一帯、いやサセックス州全域にこのホープリー事件とその裁判がセンセーションを巻き起こしたことは、すでに紙上実況中継ながらの新聞報道に明らかなどおりである。前代未聞の抽選で法廷の中に入ることができなかった人々のために、『サセックス・エクスプレス』をはじめ州の主要新聞は競って詳細な紙上実況中継を繰り広げた。『サセックス・アドバータイザー』に至っては、スペシャル版まで出す騒ぎであった。そうした紙上実況中継まがいの報道を展開したのは、確認できた限りで『サセックス・エクスプレス』・『サセックス・

アドバータイザー』・『ルーズ・タイムズ』の3紙であったが、それら以外も、『ブライトン・オブザーバー(The Brighton Observer, Fashionable Arrival List, and County Intelligencer)』7月27日付や『ブライトン・ガーディアン(The Brighton Guardian, Fashionable Chronicle, Worthing and Chichester Journal, and Sussex General Advertiser.)』7月25日付のように裁判経過報道を行なっており、また『ブライトン・エグザミナー(The Brighton Examiner, Fashionable Directory, Sussex County Journal, & General Advertiser.)』7月24日付のように刑の確定を踏まえて事件への論評記事を掲げたものもあった。それは、幸運にも鈴なりの傍聴者の一人となれた者にも、目の前で繰り広げられた裁判の経過を活字として確認し、話題とする契機を与えたことは想像に難くない。

ホープリー事件は、しかし、サセックス州でだけセンセーションを巻き起こしたわけではない。地元新聞はもとより、イギリス全土の主要紙を手近なところで確認しただけでも、ホープリー事件裁判記事を掲載した新聞として、ロンドンで『タイムズ』・『イラストレイティッド・ロンドン・ニュース』の2紙、ブリストルの『ブリストル・マーキュリー』、マンチェスターの『マンチェスター・ガーディアン』、そしてスコットランドはエдинバラの『カレドニア・マーキュリー』、をたちどころに数え上げることができる。それぞれの記事は、次のようなものである。

1. *The Times*
July 24 p.9 "These Summer Assizes ——"
2. *The Illustrated London News*
July 28 p.73 "Manslaughter by a Schoolmaster"
3. *The Bristol Mercury, Western Counties, Monmouthshire, and South Wales Advertiser.*
July 28 (Supplement) "The Manslaughter by a Schoolmaster in Kent"
4. *The Manchester Guardian*
July 25 p.2 "Summary of News"
5. *The Caledonian Mercury*
July 25 p.3 "Hopley, the schoolmaster, who caused the death of pupil, has been sentenced to four years' penal servitude."

『タイムズ』はあまりに有名でいまさら何の説明も必要はなかろう。ただ案外に、その歴史は古くなく、1788年に企業家ジョン・ウォルターによって創刊され、1803年には発行部数わずか1,500部にすぎなかつたものが1830年代初めに10,000部の大台を維持するようになった、と

いうことは付言しておいてよいかもしない⁵⁾。こうして『タイムズ』は、「リスペクタブルな新聞」の筆頭的存在を占めるようになったのである。『イラストレイティッド・ロンドン・ニュース』は、1842年にハーバート・イングラムによって創刊され、挿し絵入り大衆新聞として当時の新しい需要にマッチして普及したものである。『マンチェスター・ガーディアン』は1821年に創刊された日刊紙であり、『カレドニアン・マーキュリー』は1660年創刊の伝統あるスコットランド・エдинバラの日刊紙で、1867年まで続いている。たとえ『カレドニアン・マーキュリー』7月25日付の記事が「生徒の死を惹き起こした学校教師ホープリーは、重懲役4年の刑に処せられた。」という短信以上のものではなかったとしても、それだけで何が報じられているのか理解する素地は読者の側にすでに形成されていたのである。このように、ホープリー事件は、イングランドのみならず、スコットランドにまで報道された、イギリス全土規模で注目され話題になった事件だった。

『タイムズ』7月24日付

『ブリストル・マーキュリー』サプリメント7月28日付は、第3頁に一段半を割いて、7月23日ホープリー事件裁判の模様を淡々とほぼ忠実に要約的に復元している。コメントらしきものは、「被告は、文学的素養があり社会問題に並々ならぬ知識をもっている人物だ」と言われている。」、という最後の一文のみである。

しかし、『マンチェスター・ガーディアン』7月25日付の場合には、ホープリーの工場問題への発言が厳しいものであったためか、工場地帯の都市新聞として、被告が「社会問題に並々ならぬ知識をもっている人物」だったことはニュース・バリューをもっていたらしい。第2頁の「ニュースの要約」国内編の最後に、

イーストボーンの学校教師で、「抑圧された」工場労働者の偽善的チャンピオン(hypocritical champion)であるホープリーは、生徒レジナルド・キャンセラーを鞭打ち死に至らしめた罪で、重懲役4年の宣告を受けた。この怖ろしい事件について、我々は別に論評する。

と、裁判を報じ、続いて一段を割いて論評記事を掲載している。

その論評記事で、だが、ホープリーを「偽善的チャンピオン」だとした所以が正面切って論じられているわけではない。被告が体罰嫌いだったこと、それゆえ笞(cane)を所有しておらず、結局、説得的方法が効果を得られないと「縄と歩行杖」による体罰にまで飛躍して

しまったこと、を最初に論じたうえで、事件当夜の経過を紹介するのである。

経過紹介は、おそらくは、それと言明されていないが、主としてエレン・ファウラーの証言に依拠したものと思われる。といっても、9時45分から夜中前まで打撃が継続され、その後歩行も不可能になったレジナルドを補助して階段を上がらせ寝室で12時15分まで再び打撃を加えた、というのはエレン・ファウラーの証言に拠っているとしても、夜中前までの打撃が教師の部屋(Master's room)においてだったというのが何に由来したのか定かではない。ともあれ、記事は、12時15分に突然の静寂が訪れたと書き及んでくる。「それは、死の静寂だったのだ」と。ここで、エレンの証言では明示的ではなかった一つの論点がクローズ・アップされる。それは、ホープリーの妻の行動である。「女主人(mistress)は、その夜の大半を事件の痕跡の抹消に尽力した」。そのことを敢えて強調しようとするのである。にもかかわらず、翌朝召使いたちは至るところに血の痕跡を見出したのだ、と。

裁判の対象でもなくまた裁判自体でも明白に言及されたわけでもないホープリーの妻の行動がクローズ・アップされるというのは、不可解なことだが、大衆新聞『イラストレイティッド・ロンドン・ニュース』の場合も例外ではない。

その7月28日付第73頁には、「学校教師による故殺」という小見出しで、ホープリー事件裁判の記事が約半段を割いて掲載されている。記事は最初に、

キャンセラーという生徒の故殺の容疑で学校教師トマス・ホープリーを裁く裁判が、月曜日にルーズで行なわれた。訴追側の証拠・証言は、犯罪史上類を見ない残虐性のシステム(a system of cruelty)を暴き出した。

と前口上を述べたうえで、そこから『タイムズ』の記事の要旨を紹介するスタイルに転じている。それは、記事のほぼ八割を占めるのだが、裁判そのものの報道というよりも4月22日以来の事件の経過・変転を紹介するものとなっている。もちろん、その中では、「頑固(obduracy)は力によって破碎されねばならない」という「教育者の考え方(pedagogue's view)」にもとづいてホープリーが体罰を行なったといったことも盛り込まれているとはいえ、ホープリーの妻への言及が目立つものになっていることは否めない。

まず、事件後「自然死」で收まりそうになったとき召使いたちから噂が飛び交い始めたわけだが、その中には「ホープリー夫人の部屋でリネンの上に血」を見たというのが含まれていた、と言う。それは、召使いたちがそ

の夜騒ぎが静まってから聞いた音から類推される事態を指し示している。つまり、「哀れな妻は、夫に不利な証拠となる暴力の痕跡を拭い去るという怖ろしい仕事に、その夜を費やしていた」のだ。そう話は展開されるのだが、『タイムズ』からの要約引用の最後はこうなっている。

悲劇の形跡を隠そうとする怖ろしい仕事を女らしい専心で遂行していた、人目を憚る妻の動きだけが、静寂後聞こえていた。

こう『タイムズ』からの要約的引用を行なった後、『イラストレイティッド・ロンドン・ニュース』は、この事件がいかなる教訓を示しているかを付け加えて終わる。

この事件は、いかに人が自分自身の本性を知ること少なきか、の強烈な例を提供している。ホーブリー氏は、優れた知性と人間性の名声を得ようとし、教育と博愛 (education and philanthropy) に関する主題について執筆し講演した。……懲役も、貧しい工場労働児童のための彼のエネルギーを殺ぐことはなかったようだ。その主題に関する最後のパンフレットには、余りに凶悪で他に類を見ない故殺の容疑で収監されたルーズ監獄で書かれた序文が付されていた。

たぶん、ホーブリーはこれまで「優れた知性と人間性」を己れの本性と思いこもうとしてきたが、それは「非人間的」(cock-burn) 行為によって誤解だと証明された、という皮肉を含めたのであろう。ただそれにしても、獄中で書かれた序文が付せられたパンフレットは、管見の限りでは『レジナルド・チャネル・キャンセラーの死に関する事実』だけであり、それは「工場労働児童のため」を主題としたものではない。何を念頭に置いて書かれた文章なのか、はなはだ心許ない記述になっている。

こうした教訓の妥当性はともあれ、『タイムズ』からの要約的引用というかたちでクローズ・アップされた、妻が事件隠蔽工作に荷担したという風評。これが、ホーブリーの最も危惧していたことの一つであったことはまちがいない。すでに裁判の詳細な紙上実況中継を分析したさいにみたように、ホーブリーは有罪評決後の発言で、その危惧を表明していたのである。「私は、全ての真実が語られることを願うのだ」。これが、そのときの最後の言葉だった。それは、なによりも、エレン・ファウラーら召使いたちが発信元となって流れ出た風評に対する、激しい嫌悪と敵意を表していた。

だがこともあろうに、いやおそらくはホーブリーも予測していたように、イギリス全土に名の通っている『タイムズ』が、このぶんでは、こうした風評・ゴシップの拡声器役を買って出た気配である。

たしかに、一部4ペニスで販売されていた『タイムズ』7月24日付の第9頁には、約1段を割いてホーブリー事件裁判関連記事が掲載されていた。そしてその記事を読めば、レジナルドの父親や母方の祖父の職業についての言及はないものの、『イラストレイティッド・ロンドン・ニュース』の記事が『タイムズ』7月24日付のこの記事に依拠したことは明白である。

「眞実はフィクションよりも奇なり」。『タイムズ』記事はこう書き始める。そして、ホーブリーが年180ポンドでレジナルドの父親から少年の有名校進学を託されたために己のベストを尽くそうと考えたのは無理からぬことだ、と指摘したうえで、「しかし」と続ける。

しかし不運なことに、ホーブリーは少年を理解していなかった。キャンセラー少年は、病氣で苦しんでいた。彼の脳には水があったのだ。彼は鈍感で愚鈍 (stolid and stupid) であり、学習不能だったのだ。彼は、たったいま教えてもらった算数の計算を繰り返すよう言われても黙ったままだった。また、6ペニスと1シリングの違いを知らなかつた一教師はこれを、知らないふりをしていると考えたのだが。これは、医学的監護 (medical custody) と優しい処遇が必要なケースであった。ところが、ホーブリー氏は、教育的考え方 (pedagogue's view) を採り、力によって破碎さるべき頑固 (obduracy) のケースだと考えた。彼は少年を笞打ち (flog)，それで効果が出ないので、学校教師の権威がうち立てられるまで罰を増やしていかねばならないと少年の父親に告げた。

ここには、教育可能性を超えたケースに面してそれも知らずに教育しようとした悲劇と、ホーブリー事件を捉えようとする『タイムズ』のアイロニカルなスタンスがほの見える。その結果、「或る朝、キャンセラー少年は彼のベッドの上に死んで発見されることになった」のだ。その死体は、顔しか見えないように、手袋やストッキングやを身に着けさせられていた。ホーブリーは、心臓病で死んだと示唆し、外科医に証明書を依頼し、早急な埋葬を望んだ。当初は、ホーブリーの思惑通りに事態は進行した。しかし、「深夜の悲鳴と血の付着した体罰用具をめぐるミステリアスな物語が、あちこちで囁かれ始めた」。しかも召使いたちが、ホーブリー夫人の部屋のリネンに血が付いているのを見たという。また、「哀れな妻がその夜の間、うわべだけの検死を通過するために死体を準備し、夫に不利な証拠となる暴力の痕跡を除去する、という怖ろしい仕事に従事している」音を聞いていたという。この噂話が契機となって、事態は一転し、ホーブリーは

逮捕されるに至ったのである。召使いの少女の証言によれば、ホープリーはすくなくとも10時から12時まで少年を打擲していた。「叫びが突然止み、その後は、悲劇の形跡を隠そうとする怖ろしい仕事を女らしい専心で遂行していた、人目を憚る妻の動きだけが聞こえていた」。

事件の経緯をこのように語る『タイムズ』の記事が、ロコックやエレン・ファウラーの証言に依拠し、かつ、そこでは明言されなかったホープリーの妻に関するゴシップを膨らませて書かれたものであることは明瞭であろう。こうした経緯を紹介したうえで、『タイムズ』は、「4年の重懲役は、この犯罪に対しては、重過ぎる刑ではない」と誰もが感じる。」とコメントし始める。もちろん、少年は、ホープリーにそもそも預けられるべきでなく、例外的ケースであり、医学的に処遇されるべきものであったのは事実である。また、ホープリーが、厳しさこそが強情な少年たち(stubborn boys)に適用される唯一の方法だと考えていた、というのも事実である。

しかし、「突いて」柔軟にするために、私的にかつ深夜、2時間にわたり、太い杖と縄跳びの縄で少年を打擲することは、規律訓練(discipline)ではなく殺人(murder)である。

「全ての私的な罰は、決して認められるべきではない。」というのが、結局『タイムズ』の結論ということになる。これは、「学校教師はもちろん親に対しての警告(warning)」である。

体罰反対感情の瀰漫

このように、センセーションの拡大は、地元の事件・裁判報道では自粛されていたんだろう、あるいは敢えて活字にするまでもなかっただろう、ゴシップ的ネタ(ニホープリー夫人の関与)を肥大させつつ、ロンドンに到達した。もちろんそれは、地元新聞だけを見ていては見えない、地元で流通していた前提的事件像の一端を拡大して見せてくれるものであることもまちがいない。

同時に、『タイムズ』の記事には、事件そのものに関する論評というべきものも、含まれていた。一つは、レジナルドという存在がそもそも教育者の領域を超えて「医学的監護(medical custody)」の対象を成すものであり、力の及ぶはずもない対象に教育者が「ベストを尽くそう」とする時そこに暴力が発動される、というある種の洞察である。もう一つは、「全ての私的な罰は、決して認められるべきではない。」というものであった。この『タイムズ』のいう「私的な罰(private punishment)」とは、おそらくは、ホープリーが生徒室や寝室という、他人の目に開かれていない空間でその所行をなしたという点に着

目したことであろう。しかしそこには、笞打ち(flogging)それ自体を廃棄せねばならないという主張は、なんら考慮されていないというのも事実である。

ところが、地元新聞の事件報道では、この笞打ちそれ自体の廃棄という論点は、かなりの程度瀰漫した見解として常に言及されていたのであった。それは、既に具さに見てきたように、なによりも、裁判自体においてコックバーン判事が言及したことで、報道そのものの中に体罰嫌悪感情の瀰漫が露見せざるを得なかったという事情によるところが大きい。裁判でこうした見解を披露したのは、コックバーンだけではなかった。訴追側弁護士パリーが、「私自身は体罰が存在しない学校においてこそ子どもたちはより良く教育されると信じている。」と明言したのは、法廷戦術としてもあり得べきことだとしても、被告側弁護士バランタインまでもが、こう私見を開陳していたのである。

私自身は、個人的暴力という考え方を憎悪するものである。まったく体罰のない子どもたちを教育する方法が早急に工夫されることを希望している。だから、裁判報道それ自体が、詳細な紙上実況中継になつていればいるほど、体罰嫌悪感情の社会的瀰漫を結果として報道することになったのである。

そればかりではない。明白な事件論評として、あるいは社説として、体罰反対を掲げたものさえも地元紙には存在した。裁判以前のものとしては、すでに分析した『サセックス・アドバータイザー』5月8日付と『ブライトン・オブザーバー』5月4日付とが、それに該当する。

『サセックス・アドバータイザー』5月8日付は、第4面「イーストボーンの恐怖の破局」で、事件が「懲治(correction)を口実に可哀想な若者キャンセラーに対し巧妙かつシステムティックにかつ断固として行使されたモンスター的残酷」であることはまちがいないとして、次のように論じていた。

我々は、彼の動機もしくは目的を非難しはしない。懲らしめ(chastisement)は必要でありそれを実行する際の決然性が本質的なのだ、と彼はおそらく考えかつ実行に移したのだろう。しかしながら、彼の「システム」の成功を確立し彼の生き費の上に勝利の凱旋を飾ろうとする哀れな欲望は、一歩一歩徐々に、残酷で獣じみたものへと加速された処罰に懲治を転換(convert)し、同様に、腹を立てた教育者(pedagogue)の尊大さを悪党の抑制の利かない非人間性へと転換したのである。

教育者を悪党へと転向(conversion)させる「哀れな欲望」というここでの洞察あるいは問

題領域の設定は、だが、懲治＝懲らしめ＝体罰を非難し得ない点で、裁判以前のもう一つの論評である『ブライトン・オブザーバー』のそれと微妙なしかし決定的な分岐を見せている。『ブライトン・オブザーバー』は、5月4日付「残虐事件」で審判の次第を報じていたが、さらに5月11日付では「イーストボーンの悲劇 (The Eastbourne Tragedy)」と題する正味1段の社説を第2面に掲げた。それは、結論として、「この不幸な事件」をめぐる強烈な世論が「イングランドの学校における全ての体罰 (corporal punishment) の廃棄を疑いもなく急務とするだろう」ことを予測しかつ提言していたのである。

ホープリー事件は、たんに法注釈書が整理してみせていたように体罰容認の枠組みを明らかにしたものというだけではなく、むしろ、とくに5月2日以降の新聞紙面が体現しているように、それ以上に人々の体罰への嫌悪感情を刺激し表出させたものであり、さらに『ブライトン・オブザーバー』にみられるように、体罰の廃棄が急務であることを自覚させた事件でもあったのである。

『ブライトン・オブザーバー』は、裁判後の7月27日付第2頁でも、同じく「イーストボーンの悲劇 (The Eastbourne Tragedy)」と題する社説を掲げて、ホープリー事件の論評を再び試みている。冒頭は、次のように、ホープリーが何者だったのか、いくつもの「賛辞」を重ねるところから開始される。

イーストボーンの偉大な博愛主義者、社会科学協会の傑出したメンバー、女性の権利の熱烈な提唱者、高尚な芸術についての雄弁な講演者、「古典」教育の優越性に関する多数のパンフレットの著者、……あの著名な教師ホープリー氏が、ニューゲイト・カレンダー⁶⁾にかつて記録された中でも最も残虐で非人間的な殺人の一つを犯した罪で重懲役4年の刑を宣告された。有名な「母親ブラウンリッジ (Mother Brownrigge)」は、同様な罪で、ニューゲイトで処刑された。しかし、法の奇妙さゆえに、今回は死刑は適用されず、ホープリーは故殺 (manslaughter) 容疑でのみ裁かれた。それでも、陪審はなんの躊躇いもなく彼を有罪とし、判事も、犯罪の極悪非道を強調して、最も厳しい刑によって殺人者を罰した。

こう述べた後、社説は、事件経過を簡単に振り返り、一つの事実に着目する。それは、死後審査を行なった医師の証言で、「故人 [レジナルド] は、脳に水を患っており、少年の学習無能力は、自然な強情 (natural obstinacy) によるものではなく、この病気の結果だった。」ことが明らかとなつたことである。つまり、教師ホープリーは力の及ばぬ事柄にたち向かい自ら悲劇を招いたのだ。

その点を指摘したうえで、社説は、大上段に、そもそも「少年が強情で学習を拒んだとしても、それで、学校教師が体罰を行使することが正当化されるであろうか。」と、問い合わせを発する。この問い合わせに自問自答しつつ、「法がどうであれ、生徒を打撻する権利が学校教師に認められるわけではない。」と、「法 (law)」と「権利 (right)」を分別して教師の体罰権を否定しようとするのだが、しかしそれがお世辞にも成功しているとは言えない。結局、『ブライトン・オブザーバー』は、「世論は体罰に断固として反対している。」と<世論 (the public opinion)>に依拠するところに収束してゆく。そして、次の文章で社説を終えるのである。

イーストボーンの悲劇と博愛的で古典的なホープリー氏が報いとして受けた運命とは、ソロモンの時代にまで遡る不条理で非合理的なシステムに対して下された最後の一撃である。未来において、体罰がこの国の学校の中にまったく知られなくなることが望まれている。

「ソロモン」とはいうまでもなく旧約聖書の「ソロモンの箴言」を指しており、その中で「鞭を加えない者はその子を憎むのである。子を愛する者は、つとめてこれを懲らしめる。」(X III-24)などと、鞭打ちと懲治が子どもを愛する者の務めだと言われていることが念頭に置かれている。この伝統を、裁判の中で何度も言及された体罰嫌悪の世論に依拠して廃棄しよう、というのが『ブライトン・オブザーバー』の立場だったということになる。が、5月11日付で「イングランドの学校における全ての体罰の廃棄を疑いもなく急務とするだろう」と早くも提唱していたにしては、いくぶん腰抜けの感を否めない。

その点では、『ブライ頓・エグザミナー (The Brighton Examiner)』紙の7月31日付第2頁に掲げられた「体罰 (Corporal Punishment)」なる社説は、首尾一貫した徹底したものになっていた。それは、最初から、今回の事件は、

学校体罰の全き廃棄 (total abolition of corporal punishment in schools) 向けて何歩も踏み出す必要性を示している。

と、その主張を前面に掲げたものであった。ホープリー事件は、「強情は物理的力によって制圧されねばならない」と考えていたために生じた「忌まわしい悲劇」にはかならない。しかし、「体罰は役に立たないだけでなく、危険でさえあるのだ」。「体罰は、ただちに、立法の介入と厳重な手段とによって効果的に廃棄されるべきである。」

ここには、「立法の介入」が提起されているので、さき

の『ブライトン・オブザーバー』のように法と権利を区別するまわりくどい議論の必要がない。直截に「学校体罰の全き廃棄」が主張されればそれでよいのだ。しかも、『ブライトン・エグザミナー』は、学校体罰にとどまらず、陸軍・海軍内での体罰、刑罰としての体罰（＝身体刑）の廃棄に至るまで、体罰のトータルな廃棄をも主張していたのである。

III. ホーリー事件をめぐる教育論評

わたしたちのホーリー事件は、まさに、当時イギリス中を震撼させた一大事件だった。そのことは、少々長くなるを得なかつたが、これまでの裁判報道の分析によって明々白々たるものとなつた。地元新聞はもとより、ロンドンの大衆新聞にも、「リスペクタブルな新聞」の筆頭たる『タイムズ』にも、風聞も含めて事件は報道されていた。それは、イングランドにとどまらずスコットランドにまで伝わっていた。

それゆえ、当時台頭し始めた教育ジャーナリズムもこれを無視できるような状況ではなかつた。好むと好まざるとにかかわらず、教育専門雑誌はその専門性を賭してホーリー事件に言及せざるを得なかつたはずだ、と考えるのは当然であろう。1860年時点で教育雑誌と分類されるものの中でこの事件がどう遇されたか、その分析に本節は充てられる。教育ジャーナリズムはこのホーリー事件にどのような態度をとつたのか。また、どのような論調をうち出したのか。それを、一般新聞報道のそれと対比して、分析してみよう。

一般新聞報道においては、端的に『ブライトン・エグザミナー』7月31日付にみられたように「学校体罰の全き廃棄」さえもが正面切って主張されていた。また、裁判自体においてコックバーン判事が体罰嫌悪感情の社会的瀰漫に配慮せざるを得なかつたこと、訴追側弁護士パリーはもとより被告側弁護士バランタインまでもが学校体罰廃棄の私的意見を開陳していたこと、など『ブライトン・オブザーバー』7月27日付が＜世論＞と呼んだ体罰反対感情は実際に裁判のそこかしこに露頭していた。だから当然、この＜世論＞にも教育ジャーナリズムは答えねばならなくなる。

だが結論を先取りして言えば、教育ジャーナリズムはこの務めをできれば回避しようとしたように思われる。そこに多分にみられたのは、困惑である。にもかかわらず、その困惑の中から、教育ジャーナリズムという一つの「専門家的」ジャンルが確立されてくるプロセスで、体罰に関しても「教育学的」言説の範型が確立していく

のを確認することになる。それは、大学アカデミズムの中で「教育学」が地歩を占めるのと相即的なプロセスであった。

1. イングランドの教育雑誌

19世紀イギリスに成立する教育ジャーナリズムの包括的研究としては、すでにラーダン・フレッチャー『ブリテンの教師雑誌—1802年-1888年』（1978年）⁷⁾がある。もとよりこれは、48頁の小冊子であり、各雑誌の内容吟味にまで立ち入った包括的な研究とは言えないにしても、60数種を採り上げて、19世紀イギリスの教育雑誌に関する書誌的研究としては十分に依拠するに足るものである。

それによれば、ホーリー事件の年、1860年に刊行されていた教育雑誌は全部で12種を数える⁸⁾。それらを、それぞれ、雑誌名、刊行間隔、創刊号の値段（ペニス）、発刊期間、の順に列挙すれば以下のようなになる。

- ① *National Society's Monthly Paper.* 週刊 ? 1847-1937
- ② *Educational Record.* 月刊 ? 1848-1929
- ③ *The Educational Paper of the Home and Colonial School Society.* 季刊 3d. 1859-1863
- ④ *The Ragged School Union Magazine.* 月刊 ? 1849-1875
- ⑤ *The Educator, or, the Home, the School and the Teacher.* 季刊 3d. 1851-1864
- ⑥ *The Educational Times.* 月刊 6d. 1847-1923
- ⑦ *The School and the Teacher.* 月刊 3d. 1854-1861
- ⑧ *The Educational Guardian.* 月刊 3d. 1859-1863
- ⑨ *Teacher's Association Magazine.* 月刊 2d. 1859-1862
- ⑩ *Papers for the Schoolmaster.* 月刊 $2\frac{1}{2}$ d. 1851-1871
- ⑪ *The Pupil Teacher.* 月刊 2d. 1857-1863
- ⑫ *The English Journal of Education.* 月刊 6d. 1843-1864

フレッチャーによれば、イギリスの教育雑誌は、サラ・トリマー夫人（Mrs. Sarah Trimmer）によって1802年に創刊された *The Guardian of Education* を嚆矢とする。それはキリスト教教育の普及を目的として、児童図書の紹介やルソー『エミール』・エッジワース『実際的教育』などの教育論の抜粋に誌面の大部分を費やすもので

あったが、1806年には終刊を迎えていた。その後、短命に終わる、*Educational Review and Magazine* と *Liverpool Teacher's Magazine or Museum of Science and Literature* の2誌が1826年に創刊され、それに続いてとくに1830年代に国民協会や内外学校協会などの学校運営団体が雑誌刊行を開始し教育雑誌の時代の幕が開かることになる。続いて、教員団体をスポンサーにした教育雑誌、独立の経営基盤を有する教育雑誌が刊行されるようになり、19世紀教育雑誌のピークの年1855年を迎える。1855年には14種の教育雑誌が発行されている。ところがこの後、教育雑誌は、1861年改正教育令前後の「後退の時期 (period of recession)」に入り、1866年には発行点数7誌にまでいったん落ち込むことになる。

ホーリー事件の起きた1860年というのは、1870年フォスター法以降教育ジャーナリズムの「成熟」期が訪れる以前、ちょうど、この「後退の時期」にあたる。しかしながら、1866年のような急激な落ち込みを経験しているわけではなく、むしろピークの余韻を残していた年と考えられるであろう。その年に発刊されていた前掲の12種は、刊行形態にもとづくフレッチャーの分類をほぼ網羅するものとなっている。

第一は、国民協会や内外学校協会などのボランタリーな学校設立・運営団体が発行しているものである。これには、上記の①・②・③・④・⑤が該当する。①の *National Society's Monthly Paper* は、その名のとおり、国教会派の国民協会が発行母胎であり、②の *Educational Record* は、これに対抗する非国教派の内外学校協会による発行である。③の *The Educational Paper of the Home and Colonial School Society* は国内・植民地学校協会、④の *The Ragged School Union Magazine* はボロ服学校の設置運動団体たるボロ服学校連合、⑤の *The Educator, or, the Home, the School and the Teacher* は会衆派教育会議 (Congregational Board of Education) が、それぞれ発行母胎となっている。

第二は、教員団体によるものである。⑥・⑦・⑧・⑨が、これに該当する。⑥の *The Educational Times* は、この種の最も代表的な雑誌の一つで、教師カレッジ (The College of Preceptors) を刊行母胎とするものであり、20世紀に入っても *Education Today* と名称を改めて継続している。教師カレッジは、1846年、私立学校教師の団体として設立され、学校教師の力量育成とそのスタンダードの上昇とを目的とする組織であった。⑦の *The School and the Teacher* および⑧の *The Educational Guardian* は学校教師連合体 (Associated Body of Schoolmasters) をスポンサーとし、⑨の *Teacher's*

Association Magazine は名称どおり教員協会がスポンサーである。

第三は、特定の団体をスポンサーとせず、独立の経営基盤を有する教育雑誌である。⑩・⑪・⑫がそれにあたる。そのなかでも、⑩の *Papers for the Schoolmaster* は初步教育 (elementary education) の教員向けとしてチャーチルトナム・カレッジの校長ブルムビー (C. H. Bromby) によって編集されていたものであり、まだ十分に専門的に習熟していない初步学校教員に知識を補充することを主眼としていた。⑪の *The Pupil Teacher* は、その名称どおり、当時初步学校に数多く採用され初步教育の基盤を支えていた助教師 (pupil teacher) を読者として、マクレオド (W. Macleod) の編集で発行されていたものである。これは、その読者層たる助教師の数が、1861年改正教育令の煽りを受けて1860年時点の13,237人から1866年時点で8,937人と激減するなかで⁹⁾、1863年には終刊を迎え⑫に吸収される。その⑫の *The English Journal of Education* は、初步教育・中等教育・高等教育といったように対象を限定せず教育一般を対象とした雑誌の中で最も息の長いものであった。それは、自ら、「教育的派閥の機関誌ではない、その名に値する唯一の教育雑誌 (only educational periodical worthy of the name)」¹⁰⁾だと自負していた。

以上1860年時点で発行されていた12種の教育雑誌が、ホーリー事件にどのように対したのか、それが次の問題である。

2. 教育雑誌のなかのホーリー事件論評

12種の教育雑誌のうち、⑨の *Teacher's Association Magazine* を手にすることがどうしても出来なかったので、これを除き全11種の1860年発行分を大英図書館で閲覧した。その内、ホーリー事件を正面から採り上げ論評したものとしては、管見の限りで次のようなものが挙げられる。

⑥ *The Educational Times*.

July 1860. pp.151-152 “Economy of Education : The Flogging System”

August 1860. p.173 “The Hopley Sentence of Penal Servitude”

⑦ *The School and the Teacher*.

August 1, 1860. pp.219-220 “Trial of the Schoolmaster Hopley for Manslaughter.”

⑩ *Papers for the Schoolmaster*.

June 1860. (vol.10) pp.363-365 "Corporal Punishment"

⑫ *The English Journal of Education.*

June 1, 1860. pp.197-198 "The Case of Mr. Thomas Hopley"

August 1, 1860. p.275 "Answer to Correspondent."

見落としがある可能性も否定できないが、それでも、あれだけのセンセーションをイギリス全土に巻き起こしたホーリー事件とその裁判に関し、直接言及し論評したものが、たかだか4誌にとどまっていたこと。また、ほとんど1頁しかそれに割かれていなかったこと。しかも、裁判終了後、つまり刑の確定後の記事が3つしかない（そのうち⑦はたんなる裁判経過記事）ということ。さすがにこれは、新聞報道のあの洪水と比較するまでもなく、やはり相当な開きがあると言わねばならないだろう。

その中では、ホーリー事件について最も素早く反応したのは、「[教育雑誌という]名に値する唯一の教育雑誌」と自負していた⑫の『イギリス教育ジャーナル（*The English Journal of Education*）』6月号であった。これは、既にホーリーの審問が終了し、地元紙が裁判に向けて鳴りを潜めていた時期に中たる。

A5版の大きさの雑誌『イギリス教育ジャーナル』で1頁半を割いた記事「トマス・ホーリー氏の事件」は、冒頭、体罰についてはこれまでにすでにほとんど論じ尽くされた観があると述べたうえで、にもかかわらず「痛ましくも刺激的なホーリー氏の事件」が起きたことで体罰問題が再び議論の主題として浮上していると指摘することから開始される。

しかし事件の詳細に立ち入ることはしない。なぜなら、すでに報道された詳細の要点を繰り返すことは、不必要である。

からである。ホーリー事件は、5月段階の報道でondonの教育関係者にもすでに周知のことにつれていた。⑥の『教育タイムズ』7月号所収の「教育経済論一答打ちシステム」でも明言されているように、「我々はすでに地方新聞（local papers）から学んで知っている」のである。だから、事件については、「このケースについて慎重に考察した結果、有力な証言以外の結論にはならない」ということだけ指摘されれば足りる。ここで「有力な証言」とはエレン・ファウラーのそれを指しているのであろう。ホーリーによる体罰の最中に少年は息を引きとったか、さもなくば、ホーリーが部屋を出る前に突如静寂が訪れた、ということである。論者によれば、そのことは、ホーリーの最良の友人であれ、熱烈な擁護者であ

れ、認めざるを得ず、ホーリーに有利な直接的証拠は唯一彼自身の証言しかない。

しかし、と『イギリス教育ジャーナル』は続ける。「一般的論点に読者の注意を惹くことは、正当なはずだ。」と。その論点とは、四つあるが、まず第一に、ホーリーが「たんなるペダゴーグ以上になにか」だったという事実である。

ホーリー氏はたんなるペダゴーグ（mere pedagogue）以上になにかであり、彼は言葉のあらゆる意味において教育者（educationist）であった。外科医の息子であった彼は、物質と精神の結合について集中的に研究していたように見える。3年前に彼が寄贈してくれたホーリー氏の著作を、我々はいま目の前にもっている。……ホーリー氏は教育を適切な光の下に考察しており、また、哲学者、学者、博愛主義者、キリスト者として執筆している。

第二は、「キャンセラ少年がもしも見るからに健康な状態でなかったとしたら、ホーリー氏が過酷なやり方で彼を罰するなどということはどうていあり得ないことだっただろう。」という推測である。「教育者」ホーリーが生徒の健康状態を度外視していたはずがない、というのである。第三は、「罰による失神あるいは卒倒以外には、少年の死因は確定されていない」という点である。ホーリーは打撃が直接に死をもたらすような身体部位を打ってはいない。そして第四は、「彼[ホーリー]には、望まれる目的を達するためにあらゆる方法を使い尽くすまで、体罰に訴える習慣はなかった」ということである。このことは、少年の父親宛てた手紙に明白だ、という。

これらの「論点」にあえて読者の眼を向けさせる意図は、どこにあるのだろうか。それは、「教育者」ホーリーをその意図において免責する、というところにある。ホーリーは「たんなるペダゴーグ以上」の「教育者」だったのであり、打撃そのものが死因となったわけではない。見かけ上の健康状態からは推し量れなかった、そういう例外的状況ゆえに結果した事件にすぎない、というわけである。しかも、ホーリーは体罰を常習とする者ではない。こうした論点の束が、たとえホーリーが有罪であるにしても、情状酌量の余地を残そうとするものであることは明らかである。

いずれにしても、『イギリス教育ジャーナル』誌にとって、ホーリー事件を切り口にして学校体罰反対論に結びつける風潮だけは、苦々しいものであったことはまちがいない。続けて、誌は、「来月にはこの主題に再び言及するつもりだ。」と予告し詳細な論証は次号に譲りつつ、とりあえず、「学校体罰に関する神経質でセンチメンタル

な議論は、善よりも害をより多くもたらす。」とし、「ホーリー氏の事件は、体罰は学校で用いられるべきではないということを証明するものであるどころか、反対のことを直接に証明するものである。」とのテーゼを提示している。

しかしこの論証の約束は、どうやら反古にされたようである。次の7月号を読んでみても、それにあたる記事を見出すことはできない。それに代えて、8月号で、裁判の結果だけが、たった3行報じられた。

ホーリー氏の裁判—イーストボーンの学校教師ホーリー氏の裁判が、先月23日ルーズで行われた。陪審は有罪の評決を下し、判事（主席裁判官コックバーン卿）は重懲役4年の刑を宣告した。更なる詳細を、我々は来月号で報じたい。

言うまでもないことかもしれないが、この約束も反古にされる運命となつたことを付言しておこう。

こうして、「名に値する唯一の教育雑誌」と自負していた『イギリス教育ジャーナル』の場合、たしかにその自負をもって素早く事件に対応した。だが、その対応は、上述のようなものであり、究極的には事件を体罰批判に繋げる論調を論難し、事件をあくまでも特殊な状況のもとで生じた例外的事件として位置づけようとするものであった。そこには、事件が予想外にセンセーショナルな波紋を広げていくことへの困惑があったといえるだろう。こうしたスタンスは、裁判とともに、公的発言を控え口を閉ざすことを強いられた。言っても虚しく、無駄なのだ。最初からこの事件への論評を回避した他の教育雑誌の判断も、それと同様のものであったろう。

もちろん、裁判以前の段階で早くも事件への論評を掲げたもう一つの教育雑誌の場合、『イギリス教育ジャーナル』とは対極に位置するものになっていたことは事実である。^⑩の『学校教師雑誌 (Papers for the Schoolmaster)』6月号の記事「体罰」がそれである。B6判大のその雑誌の2頁半を割いた記事は、ホーリー事件の詳細に入ることは一切せず、体罰の不適切性と不必要性を訴えるものとなっている。学校の任務はひとえに「道徳訓練 (moral training)」にある。「道徳的 (moral=精神的) 目的に対して物理的 (physical=身体的) 道具は不適当である」。「道徳的訓練は子どもの意志の上に確立される」のに対して、「身体的罰 (physical punishment) の目的は弱者の上に強者の一時的勝利を得ること」にすぎない。それは、子どもを、その罰から逃れるために、「偽善者 (hypocrite)」にしてしまうだけだ。「強情は、経験の増大、原理の発達、健康の強化によってのみ、懲治される」。「杖とロープではなく、時間と忍耐と共に感が

必要な道具なのだ。

たしかにこの論調は、『イギリス教育ジャーナル』の場合のように錯雜とした論点整理を要するものでもなく、すっきりとした論旨の一貫性で際だっている。しかし、それは、さきに分析しておいた『ブライトン・オブザーバー』のように直截に「学校体罰の全廃棄」を主張しているわけでもなく、そのための「立法の介入」を提起しているわけでもない。その意味では、教育信条の披瀝に終わっているものである。一般新聞報道には、教育信条の披瀝に終始した例は見られなかった。これも、教育雑誌の一つの特徴に属するといえよう。もとより、それでも、ホーリー事件に対する屈折のなさという点で、きわめて例外的な唯一の論評であることは否めない。

さきの『イギリス教育ジャーナル』6月号の場合結局はそうだったように、教育雑誌全体としては、出来れば嵐の通り過ぎるまで頬被りを決め込む、いわば鎮火待ち状況が主流だったのであり、果敢にもホーリー事件に直接言及した他の三つの記事にも、やはり特有な屈折が刻印されていたのである。

端的に、⑦の『学校と教師 (The School and the Teacher)』8月号の記事「学校教師ホーリーの故殺容疑裁判」の場合、これは裁判経過記事にすぎない。しかも、B6判大の誌面の正味1頁に満たない簡潔なものである。これもまた、まったくの沈黙を決め込むわけではないが、論評回避の一つであることにちがいはない。

⑥の『教育タイムズ (The Educational Times)』7月号所収の「教育経済論—答打ちシステム」は、裁判直前の執筆に成るものだが、ホーリー事件にふれて「生徒の管理と規律訓練に関する学校教師の義務」の考査が今求められているとして、連載の一テーマに「答打ちシステム (The flogging system)」を採り上げたものである。しかも、「我々は、答打ちが教室の中で必要だということを否定する。」としている点で、『イギリス教育ジャーナル』6月号の場合とはずいぶん趣を異にしているように見える。

著者によれば、「教育の進歩により幸いにも急速に衰えつつあるとはいへ、答打ちは、今世紀最初の20年間この国に至る所で繁茂した社会的野蛮 (social barbarism) の遺物として存続している」。ここで「社会的野蛮」とは、刑罰の恣意的残酷と見世物化、兵士や水夫の中にある過酷な刑などであり、「監獄は大きく学校は小さい」だけの違いしかない状況である。「40年前には、雄牛や熊に犬をけしかけて楽しんだり、犬どうしの喧嘩、拳闘は、上から下までの娯楽だったのだ」。「こうした時代に、学校での答打ちは必要だとみなされていたのである」。だか

ら、この遺物の消滅こそが今求められている、というのである。そもそも「教室は精神訓練の修練場 (mind-training gymnasium)」であるべきであり、そこでは、「親切と静かな説得が唯一の確かな療法なのである」。「静かさと経験と忍耐こそが学校教師に必須の資質なのだ」。これなどは、さきの『学校教師雑誌』6月号と同じ論調である。さらに、「決して体罰で自分の手を汚すべきではなく、必要ならば、園丁か教区の警察に委ねればよい」、といったまさに「教育のエコノミー」の視点も存分に繰り出される。そして、結論がやってくる。

常態では、体罰は教室の中のルールではなく、例外である。もし罰が毎日行なわれるようであれば、その学校にはなにか欠陥が存在するということだ。一見、ひとつの見識を示しているかにみえる。が、体罰は例外だとして、それは行使されてもよいのか。その問い合わせに対する答えは、この記事の最後に明らかにされる。

しかしながら、親か学校教師が、いわば、鞭打ち (whipping) の効果を試さざるを得なくなった時には、身体を傷つけずに、精神において感じさせるようなやり方で執行されるべきである。

「社会的野蛮の遺物」として体罰を否定したかにみえた議論が、最後に、「例外」としての体罰を「精神において感じる (feel in mind)」限りで認める。これが、「教育のエコノミー」の論法であった。

『教育タイムズ』は、もう一つ、裁判後の8月号で、「ホーリーの犯罪の原因を分析」し、そこから教訓を引き出す論評記事「ホーリーに対する重懲役刑」を掲載している。そこで引き出される教訓は、はなはだ単純なものである。まず第一に、裁判では「学校教師は親代わり (in loco parentis)」に通常の懲罰を人に与えることができる」とされたのだが、そこから実際に教訓として得られるのは、

教師は父親が有していると同様の厳格な身体的懲治の権利を有しているわけではない。それはたんに、懲治の権利と義務は一方が他方より強力だという理由からである。

というものだという。「親代わり」だというのをそのまま鵜呑みにしてはいけない、ということだろう。教師の権利は制約されているのだ。ここにはもちろん、裁判に対するある種の不信と反発が顔を覗かせている。「親代わり」だと言いながら、父親であれば情状酌量で許されたかもしれないことが、その父親になり代わってホーリーがした行為に関しては厳しい刑が与えられたのである。

第二の教訓は、次のようなものである。

学校教師は、彼の生徒の学習能力を検査することを、最初の義務とすべきである。子どもの学習に対する意志の無さには、二つの原因がある。一つは、精神的適用における強情 (obstinacy) であり、もう一つは、身体的無能力 (physical inability) である。これまた、皮肉っぽい物言いであることはたしかである。そこには、ホーリーがレジナルドの「脳の身体的欠陥」について事前に何も知らされていなかったということへの同情が見え隠れしている。「医学的診断」=死後審査によって初めて、ホーリーは、レジナルドの学習無能力と学習嫌悪が脳に溜まった水に由来している可能性について知らされたのである。そして、すでに詳細な裁判復元によって明らかになっているように、その「医学的診断」の圧倒的真理言説と権威によってホーリーは有罪へと追いつめられていったのである。だからだろう。記事の筆者は、皮肉たっぷりに、「医学的診断」はもう聞き飽きたと言う。むしろ「教育的診断 (educational diagnosis)」が必要なのだ、と。「教育的診断」とは、「ホーリーは生徒の精神的特異体質を洞察する労をとらなかった。父親に彼の息子の強情 (obstinacy) について知らせるのではなく、彼の息子の学習への無能力 (inability) をこそ手紙に書いて知らせるべきだったのである。」、というものである。ここには、診断を誤り殺人者への傾斜面を滑り落ちていったホーリーに対する、哀惜の念すらもが滲んでいるだろう。

3. イングランド初の教育学講座教授の論評 —教育学的定型の登場

『教育タイムズ』8月号にみられた、裁判に対するある種の不信と反発、皮肉っぽい物言い、哀惜の念といった感情は、直接ホーリー事件に名指しで言及してはいない教育雑誌記事にも潜在的に共有されていたものである。それらはともに、ホーリー事件という例外的条件の下で発生した事件に便乗して「神経質でセンチメンタルな議論」の捌け口にしている風潮を苦々しく感じており、「医学的診断」の専門性は重んじられても「教育的診断」が求められることはないという専門性の社会的未確立を突きつけられることへの屈辱を共有していた。

そうした記事の代表的なものに、『学校と教師』誌7月号の「枝答翁の手紙III (Old Birch's Letters.III)」¹¹⁾がある。これは、連載物の第3回を体罰論にあてたものであり、「枝答翁」などという、伝統的に学校で使用されていた枝答をペンネームにわざわざ選び取り保守性を看板にしていることにもみられるように、露悪趣味を売り物に

する偽悪的な文章からなっている。さきに『学校と教師』8月号がホープリー裁判の経過記事だけを論評抜きで掲載したことは指摘しておいたが、『学校と教師』誌の体罰論はむしろ事前に「枝答翁の手紙」で表明されていたのである。

枝答翁はまず、次のようにホープリー事件をほのめかすことから始める。

「子どもを台なしに」しないように「鞭を惜しまない」旧来の慣習に固執する「獸(brutes)」のような学校教師たちに対して大衆的憤りが沸き上がっているまさにこの時に、できれば火に油を注ぐ危険を回避しつつ、我々の間でこの論題に関して若干でも意見が交換されてしかるべきであろう。

今この問題を論じることは、「大衆的憤り」という火に油を注ぐようなものだという現状認識は、他の雑誌でも共有されていたとみるべきだろう。だから、ほとんどの雑誌が口を閉ざし嵐が過ぎ去るのを待つ戦術をとったのである。しかし、枝答翁は、ドン・キホーテよろしく、あえて「正論」を述べようとする。

とはいっても、枝答翁が言うのは、「私は、個人的には、残虐性(brutality)になんら共感を有さず」、「鞭打ち(flogging)や笞打ち(caning)は好みではない。」ということである。しかし、それでもやはり体罰が必要だということは動かせない。そのことは、18世紀の著名な英法注釈書ブラックストン『英法釈義』中の刑罰論に依拠して展開される。ブラックストンの刑罰論とは、枝答翁によれば次のようなものである。

人間的刑罰の目的ないし最終根拠は、犯罪に対する贖罪ないし罪滅ぼしではなく、同種の犯罪の将来的予防措置たることにある。これは三種に区分される。一つは、犯罪者自身の改善であり、体罰等が行使されるのはこの目的のためである。二つめは、見せしめの恐怖によって同種の犯罪を抑止すること。最後に、脅威を示す集団から将来的に罪を犯す力を殺ぐことである。

枝答翁は、これを承けてこう結論する。

それゆえ、これ[体罰]は、見せしめの恐怖によって他の者が同種の罪を犯すのを抑止すると同時に、犯罪者自身の改善を図ろうとする罰である、と私は結論する。

したがって、「秘密の(secret)体罰」の効力には疑義が呈せられる。なぜなら、それは学校全体の眼前で行なわれるものではなく、抑止力の機能を果たさないからである。さしづめ、ホープリーの場合、この点で体罰の要件を満たしていなかったということになろう。手続きに

則って「思慮分別のある制約の下で、それ〔体罰〕は最も効果的な予防措置としての罰たり得るのである。」

これが枝答翁にとっては正当な体罰論なのであり、これに反して、体罰反対論に捌け口を与えるような雑誌編集者は、「ミスター安易(Mr. Easy)」と揶揄される。その例として槍玉に挙げられているのが、なんら明示されとはいひないが、先述した『学校教師雑誌』6月号の記事「体罰」である。まず枝答翁は、『学校教師雑誌』が「道徳的目的に対して物理的道具は不適当である。」と述べたことに嗜みつく。「今日の社会で物理的道具を廃棄したら、明日の道徳性はどうなってしまうのか」。『学校教師雑誌』の精神-身体二元論はそれ自体としては一見整然とした議論になり得ているようでいて、たしかに、説得性には欠けるものだったろう。次いで、「体罰の目的は弱者の上に強者の一時的勝利を得ることである」とした議論に、また嗜みつく。そんなことは決してない。既に論じたごとく「将来における同種の犯罪の予防措置」たることが目的なのである、と。

枝答翁にとって、この議論が嗜み合ったものになっているかどうかは、じつはどうでもよいことのようである。一方的にでも嗜みつき、揶揄すること。体罰が「偽善者(hypocrite)」を育てるという『学校教師雑誌』の言に絡んで、そんなことを言う人物こそが「偽善者」なのだ、と言い募ること。そういう体罰批判をしながら「教室の中で生徒を足蹴にしてもなんの良心の呵責もない」例を、私は知っているのだ、こういう存在をこそ「偽善者」と呼ぶのではないか、と。そして枝答翁は、「西部の教師養成カレッジ」(=チャルトナム・カレッジ)の卒業生たちがその轍を踏まないように、と悪罵を投げつけて終わるのである。チャルトナム・カレッジの校長プロムビーが『学校教師雑誌』の編集者だということは、周知の事実だった。

「枝答翁の手紙」のような扇情的な論評の他に、ホープリー事件のことはおくびも出すことなく体罰を論じている記事も存在した。それが、『教育ガーディアン(The Educational Guardian)』誌7月20日号の「学校の規律訓練(School Discipline)」¹²⁾である。それは、ジェイムズ・クロス氏(Mr. James Cross)の発表要旨であり、当時のもっとも常識的と思われる規律訓練-体罰論を淡々と定式化しているものである。

クロスは最初に、「規律訓練の定義と目的」を明らかにする。

学校の規律訓練は、一定のルールによる子どもたちの訓練であり、注意、服従、良き秩序を確保するために適用される全ての手段を含む。

それは、道徳的教育 (moral education) に属し、その道具であるべきである。

学校の中の規律訓練は、軍隊の規律とは異なり、その目的は制限ではなく保護である。——学校教師の目的は、子どもたちに発達の自由による性格の健康新成長を与えること、正しく行為するよう訓練すること、良き習慣を形成することである。良き習慣は二つに区分される。(a)沈黙を含む秩序、服従、時間厳守、清潔、尊敬すべき品行の習慣、そして(b)傾注の習慣。

最後の傾注の習慣とは、授業への集中・専心の習慣を意味している。『学校教師雑誌』がこと改めて言うまでもなく、規律訓練は「道徳的教育」に奉仕するものである。そして、その規律訓練のために賞罰は欠かせない。「希望と怖れを取り去れば、そこにあるのは全ての規律訓練の終わりであろう」。しかも罰には、「それぞれの子どもの性向と体質に配慮しつつ」行使される体罰が含まれる。

私は、鞭や笞の使用を全く廃棄しようとする人々に、決して同意することはできない。もちろん、それなしで済ますことができ、それで規律訓練が完全に維持されるならば、それが最も望ましいことだとは思う。しかし私は、それは実践不可能だと考える。特定のケースにおける個人的折檻は最も手っ取り早く、同時に最も効率的な罰である。頑固 (stubbornness) や強情な不服従 (obstinate disobedience) は力 (force) によって克服されねばならない。

もとより、「専ら罰の恐怖によって統治されている学校が、規律訓練の健康な状態にあるはずはない。実際的罰が行使されるのは、予防的手段が全て失敗した後でなければならない。」とクロスは言う。しかし、

実際的罰が必要なケースにおいては、ひりひりと痛む手への数回の笞 (cane) 打ちが最良の罰だと、私は信じている。

これが規律訓練に資し、「道徳的效果」をもつのだ、という。だから、学校の目的は道徳訓練にあり体罰は不適合だという『学校教師雑誌』の主張は、その限りではなんら新たな論証を伴わず、「安易」で無責任なものに写るものである。そして、クロスの発表要旨は、当時の教育界の常識を定式化しただけのものであったことが、ここでは重要である。それは、19世紀から20世紀にかけての学校体罰判例の前提的枠組みになっていたものであり¹³⁾、その意味で、いわば当時の公式的枠組みでもあったのである。

とはいっても、ホーブリー事件を「捌け口」として沸き上がった体罰反対の「世論」を眼の前にして、ただ常識に

しがみついているだけでは、大半の教育雑誌がそうであったように、つまるところ公言を控え嵐の過ぎ去るのを待つことしか出来なくなる。そうでなければ、枝答翁のように保守的偽悪趣味を発散させつつ浮き上がりてしまう運命を甘受するしかない。嵐は過ぎ去りそうもないのである。

「教育的診断」の専門性をこそ、新たに確立せねばならない。そこで登場するのが、「イングランドで最初の教育学教授 (First Professor of Education in England)¹⁴⁾ ジョセフ・ペイン (Joseph Payne, 1808-1876) である。

ペインは、1846年に設立された教師カレッジ (The College of Preceptors) のメンバーであり、私立学校教師として成功を認め知られるようになった人物である。教師カレッジの目的は、1849年に下賜された勅許状 (Royal Charter) 前文によれば、次のようになっている。

健全な学問を増進し、とりわけミドル・クラスの教育を向上させるために、教師にその専門性の健全な知識を獲得するための便宜を提供し、有能な試験委員会の定期的開催を確保し、特にイングランドとウェールズの私立学校で若者の教育に従事している者あるいは従事しようとする者の職務のための知識・適性の資格証明書を付与すること¹⁵⁾。

つまり、私立学校教師の「訓練と資格付与」のための組織が、教師カレッジだったのである。ペインはそこで、1847年から開始された資格試験の試験委員を務め、「教育の理論と実践 (Theory and Practice of Education)」などの試験科目に携わり、教師カレッジへの貢献を積み重ねていった。1854年には特別会員 (Fellow) に選ばれ、1861年から開始された講義コースでは講師を務めるようになった。そして、「教育学 (science and art of education)」教授ポスト (professorship) の設置に伴い、ペインが最初の教授として就任し1873年1月30日教授就任講義を行なうことになるのである。これでペインは、「ブリテンで初の教育学教授¹⁶⁾になった。1872年に可決された教授ポスト設置の決議は、こう述べていた。

教育学 (science and art of education) の学習は、全ての教師の専門的訓練にとって必須の部門を構成する。教師の熟達をテストするために、その科目的試験が課されることが緊要であり、またより一般的に確立されるべきである¹⁷⁾。

この期待に応えて、ペインは、それまでの自らの研究成果を含め、教育学の専門的確立に努力した。それは、主に死後になって、『教育学講義 (Lectures on the Science and Art of Education)』(1880年) および『教

育史講義(*Lectures on the History of Education*)』(1892年)という著作として刊行される。

体罰に関する新たな専門的見地を確立するという焦眉の課題が託されるのには、この新しく誕生した「教育学」の専門性を担うことになるペインはうってつけだったと言うべきであろう。そしてじっさい、ペインはホープリー事件にも言及して、体罰問題に関する「教育学」的見地を披瀝する講義を、1861年、つまり事件の翌年に行なったのである。それは、教師カレッジが1861年1月から月に一度開講し始めた第2回目(2月20日)の講義であり、『教育タイムズ』1861年3月号に掲載された。

「学校の規律訓練の手段としての体罰について(On Corporal Punishment as a means of discipline in Schools)¹⁸⁾と題されたその講義は、『教育タイムズ』がA4判大で1頁3段組でなっているのだが、それで約7段を占める、記事としてはやや長めのものになっている。

ペインは、初めに、体罰の効果をめぐって「社会的な議論」が巻き起こっており、それが学校だけではなく家族、監獄、軍隊、統治にまで関連づけられて議論されている現状に注意を向ける。そこには、おそらく、学校体罰を「社会的野蛮」の遺物として論じていた『教育タイムズ』1860年7月号所収の「教育経済論—答打ちシステム」が念頭に置かれていたであろうし、また、『ブライトン・エグザミナー』紙1860年7月31日付「体罰」が「学校体罰の全き廃棄」のみならず海軍内の体罰、刑罰としての体罰(=身体刑)の廃棄に至るまで、体罰のトータルな廃棄を「立法の介入」によって達成しようと提起していたのも念頭にあったのかもしれない。しかし、そう注意を喚起したうえでペインは、任務を限定する。「立法者(legislators)としてではなく、学校教師として」論じる、と。このことによって、『ブライトン・エグザミナー』の場合のような「立法の介入」論は最初から不間に付され、既存法枠組みの下での議論に限定されることになる。

そのうえでまずペインは、議論の前提を次のように設定する。

我々は規律訓練(discipline)の一手段として体罰(corporal punishment)を行なう権威(authority)を高貴にかつ長期に確立してきたことは、疑い得ないところである。

そして、それがソロモン王の時代からの伝統であることを想起させる、「ソロモンの箴言」からの引用を重ねつつ、「古代から近代に至る教説と実践」の歴史を振り返るのである。

だがそれは、そのような長い歴史を有しているからこそ、そこに「共通の説得力と重み」が欠ける状況が許容

され、枠組み内での一定の意見の分散が生じていて然るべきだと言うためである。その分散は、ペインによれば、大きく二派に分類される。一方は、いわば体罰肯定派であり、次のような前提を有している。すなわち、

学校の存在そのものが無政府(anarchy)と無秩序とによって危機に晒されており、権威が断固として堅持されねばならない。少年たちは通常、非常に移り気で無思慮で非理性的(unreasonable)であり一推論(reasoning)能力がないことは言うまでもなく、物理的苦痛の恐怖以外のなにものによっても影響されない……。

他方、「体罰反対者たち」が存在する。しかし、その体罰反対者たちも、秩序は維持されねばならず、権威の声は服従されねばならないということでは、体罰賛成者に直ちに同意する。そして、少年たちを打撃する以外に秩序と権威を維持する手段がないのであれば、その時は、少年たちは積極的かつ厳格に打撃されねばならない、ということでも一致を見るのである。

この整理においては、肯定派と反対派の差異は無限に極小化されている。問題は体罰の是非ではなく、秩序原理、つまりは「我々の罰のシステムの基礎(the basis of our system of punishment)」それ自体をどう考えているかという点に求められる。日常的に体罰を行なうとしても秩序を維持しようとする「強権的統治(powerful government)」を原理とするのか、それとも、むしろそれでは秩序そのものが維持され得ないと見るのか。差異はその点にこそ存するのである。ペインによれば、「強権的統治」はそれ自体として秩序維持に有効ではない。彼は言う。

たんに少年たちの説得(reasoning)や説諭によって彼らを秩序のうちに保持しようと、私は主張しているわけではない。教師への尊敬(respect)が、たんなる恐怖よりももっと良い秩序を確保する、と言うのである。情念を制御し共同体の服従を—少年たちの場合であれ大人の場合であれ—確保せねばならない全ての人の偉大な目的は、彼らの尊敬を獲得することでなければならない。そして、打撃は、彼らがその下にある権威が尊敬(respect)されていなければ、どんなに激しいものであっても、良き統治の目的を確保する機能を比較的に發揮しないであろう。執行者(the executive [行政府])が尊敬に値する時にのみ、その打撃は実際に効果的なものになるのである。

つまり、統治原理をあからさまな「強権的統治」から「尊

敬」調達を基礎とした良き統治へと変換すること。それは、ペインによれば、「強権的統治」よりももっと「厳格 (strict)」ものである。

私は、古いシステムが余りに厳格だからという理由で、古いシステムに反感をもっているわけではない。私がそれに反対しているのは、それが十分に厳格ではないからである。学校規律訓練の良きシステムは、激しく (severe) 過酷 (harsh) にならないために、厳格で、非常に厳格 (strict) であらねばならない。しかし、厳格さとは、寝ずの番をする管理 (vigilant administration) を意味する。それは、被統治者の利益のための不眠の配慮と心配であり、罪を罰すると同時に罪を予防する装置である。

ここで教育は、ペインにあって、講演冒頭の任務の限定にもかかわらず、新しい統治原理を体現したものへと脱皮が図られ意味づけ直されている。いやじつは、「立法者 (legislators) としてではなく、学校教師として」論じるという、任務の限定にみえたその言自体、「法律的 (juridique)」権力形態から行政的 (administrative) 権力形態への脱皮を暗黙の裡に宣言していたのである。

その新しい統治原理こそは、「寝ずの番をする管理 (vigilant administration)」という表現に端的に表明されているように、ミシェル・フーコーのいわゆる「牧人司祭権力 (pouvoir pastoral)」であり <ポリス (police)> にほかならない。フーコーは、彼が抽出した牧人司祭権力の特徴として、次のように「寝ずの番」の主題について論じている。

群れが眠っているとき彼 [牧者] のほうは寝ずの番をするのである。

この寝ずの番の主題は重要である。それは司牧者の献身の二つの側面を浮かびあがらせる。第一に司牧者は、自分が食べ物の世話をしてもやる眠っている羊の群れのために、行動し働き大いに努力する。第二に司牧者は、群れから眼を離さない。すべての者に注意をはらって、いかなる者をも見失わない。自分の群れを全体として、しかも細部にわたって認識するにいたる¹⁹⁾。

この「寝ずの番」の主題は、フーコーが近代ポリス論の代表的著作と位置づけたニコラ・ドラマールの『ポリス概論』(1705年) の重要な主題 (「不寝番 (veiller)」) へと貫流していたのである²⁰⁾。それは、立法 (legislation) 権力ではなくむしろ行政執行 (administration) 権力であり、「死なせるか生きるままにしておく」のではなく、「生きさせるか死の中へ廃棄する」新しい「生一権力 (bio-pouvoir)」である²¹⁾。

しかしながら、そのように統治原理の変更が敢行されたからといって、体罰そのものが否定され廃棄されたわけではない²²⁾。これまでみた限りでも、ペインは、「説得 (reasoning) や説諭によって彼らを秩序のうちに保持しようと、私は主張しているわけではない。」と述べていたし、「少年たちを打擲する以外に秩序と権威を維持する手段がないのであれば、その時は、少年たちは積極的かつ厳格に打擲されねばならない」という点ではいわゆる体罰反対者も一致すると概括していた。そのことは、ペインが次のように自らの立場を明らかにしたとき明白なものになる。

今や、私は、それ [体罰] なしに可能であり、それなしにもっと良く成し遂げることができると信じる。しかし、私は、この点には、頑固に固執する偏屈者ではない。一方で私は、単にあるいは主として鞭によって支配する教師に共感を有さない。また他方で、いわゆる道徳的説得に依存し、服従を不問に付す者に共感することはない。ましてや、無知な親を喜ばせ自分自身の利益に役立たせるために、決して罰—特に体罰—を行使しないと約束する者に共感を寄せるなどあり得ないのである。

みられるように、ペインは、決して体罰否定論者ではない。これを、オルドリッチのように、「彼 [ペイン] 自身は、規律訓練の維持の手段としても、学習の促進の手段としても、体罰の使用に反対だと論じた。」²³⁾と言って済ませるわけにはとうていいくまい。むしろ、「強権的統治」を体現する常習的体罰は否定されても、体罰の発動そのものを放棄するとは決して言わず、むしろ体罰さえもが「寝ずの番をする管理」の原理の中に緊密に組み込まれて、出来れば発動されないまま、機能し得る枠組みを提示することが、ペインの言説戦略となっている。たとえば彼はこう言う。

じつに、ほとんど全ての罰の効果は、学校中の公的感覚 (public feeling) のトーンに依存している。この公的感覚の支持を秩序や道徳性のために得ることだ。そうすれば、あなたの仕事は容易いものになる。その時には、厳しい (severe) 罰の必要も少なくなる。罪人は、彼の仲間たちの眼 (eyes of his companions) の中に最も厳しい罰を読みとるだろう。

生徒たちを味方につけること、「罪人」を孤立させること、視線の権力。それらは、体罰を限りなく不要にするものであると同時に、じつは体罰さえもが機能し得る基盤なのである。

こうしたペインの言説戦略は、「世論 (public opinion) はその判断において正しい。」と明言していることにみら

れるように、一般新聞報道が展開した体罰嫌悪の「世論」に擦り寄るものであったことは事実である。しかしそれは同時に、それ以上に、教育論の専門性を新たに確立し、それによって「世論」の指導権を握りそれを水路づけることを狙つたものであり、かつ「未熟な」教員の訓練に「教育学」的専門性の獲得を必須のものたらしめることを企図したものであった。そこには、ソロモンなどではなく、新たに、体罰に反対した有名な権威を引き合いに出すことも必要だと感じられたようである。そこでペインが持ち出すのが、教育について熟慮した歴史上の人物たちの名前である。ペインは言う。

私自身に関して言えば、私は長い間、少年たちを打撃して学習への愛に導こうなどという考えを放棄してきた。こうした打撃に反対した権威者たちも、厳然と存在する。ソクラテス、クウィンティリアヌス、親愛なる老ロジャー・アスカム、モンテニュ、ロック、そして多くの現代の著者たちである。

ここには、新たに確立されるべき専門的権威を基礎づける教育思想史像のデッサンが見られる。歴史はここに、新たな専門性を権威づけるものとして、創造され偽造され動員される。

偽造？ すでに紙数も残り少なくなっているので詳しい検討はここでは省くが²⁴⁾、すくなくとも、クウィンティリアヌスもロックも体罰を否定してはいない。クウィンティリアヌスの『弁論家の教育 (Institutio Oratoria)』では、第I巻のIII-12 (III-14では答の学習促進効果を否定しつつも)において、「実際悪い習慣にまで固まってしまったものは正して (corrigo) やるよりも打ち碎いて (frango) やった方が容易いのである。」²⁵⁾と言っている。また、ロックも、「体罰 (corporal punishment)」を「奴隸的」だと否定しつつ、しかし『教育論 (Some Thoughts concerning Education)』(1693年) 第78節で「頑固」や「強情」に対する鞭打ちをむしろ積極的に推奨していたのである。このことはよく知られた事実だった。だから、匿名の著書『子どもの教育における共通の誤謬』(1744年)も、次のようにいともことくなげに書くことができた。

かくてロック氏 (Mr. Locke) の言。……子どもたちが頑固 (Stubbornness) や強情 (Obstinacy) に固執する時は、より優しい手段がなんの効果ももたらさないのであれば、体罰 (corporal Punishment) が用いられねばならない。というのも、社会に危害を及ぼす悪徳は、他の方法では矯正 (reform) され得ないからである²⁶⁾。

だがその匿名氏も、「ロック氏」に依拠しつつ、「度重なる打撃 (Frequent Beating)」は、注意深く避けられるべ

きだ。」²⁷⁾と常習的体罰は否定していた。これは、常習的体罰は否定しても体罰の発動それ自体を放棄することはしないペインの枠組みそのものである。

講義終了後の討論は、ペインに賛同する少数派と違和感を残す反対派に分かれて進行した。その模様は、『教育タイムズ』の記事の中では、こう記されている。

全員[少数派の8名]は、体罰の常習的使用(habitual use)を非難する点で同意する発言を行なった。

しかし多数は、たしかに規律訓練を維持する手段 [=体罰] にできるだけ頼らないのが望ましいが、全くそれなくしてやっていくことはできない、と主張した。

ペインに賛成する少数派はペインの講義の趣旨を理解した、と言える。ペインが体罰批判を行なったのは、それがまさに「常習的」である限りにおいてであった。これに対して、反対する多数派は、ペインの意図を体罰の全面的放棄と見誤った。しかしそれが誤解であることは、すでにもう明らかである。だから、ペインは、自分に対する反対派の中からも、二年間も体罰行使せずにすませることができたという発言が出てきたのを捉えて、そんなに長期間体罰が行使されていない状態を「体罰が行使されているとは言わない」と引き取って、反対者も「現実において (in reality) 私の支持者」だと結論したのである。これは、記事やオルドリッチが言うように「ユーモア」などではない。ペインの講義の主旨からすれば当然の帰結なのであり、ペインの本音そのものなのである。

エピローグ—レクイエム

ところで、「イギリンドで最初の教育学教授」ジョセフ・ペインの体罰論の中で、トマス・ホープリーはどう遇されたのだろうか。

ペインは講義の中程で、「ホープリー氏の弁明 (Mr. Hopley's vindication)」に、聴衆のほとんどがすでに読んでいるだろうことを前提にして、言及している。じつはこの「弁明」は、ホープリーが獄中から出版した『レジナルド・キャンセラーの死に関する事実』²⁸⁾というパンフレットを指していると考えられるのだが、それがほとんどの聴衆に早速読まれていたという事実そのものが、ホープリー事件が喚び起こしたセンセーショナルな関心を物語っている。ペインの「弁明」に対する評価は、きわめて冷淡なものである。「弁明」は「冷静で念入りな野蛮 (cool, conscientious barbarity)」を表明するものでしかない、と突き放すのである。「抑えがたい怒り」に衝き動かされた結果が事件に繋がったのならば同情も哀れ

みもしょ。しかし冷静に計画され意識的に遂行された「野蛮」には「慈悲」の値打ちもない、というのだ。

この無慈悲な切り捨てが、この段階に至って定型化された「教育学」的見地から下されたすべてである。この切り捨てが、ペインの体罰論に即して妥当なものかどうか、その詳細な検討は別の機会に譲るしかない。ただ一言すれば、一般新聞報道でも指摘されていたように、ホーリーは常習的体罰に反対しかつロック的枠組みに忠実であろうとしていた「教育者」だったということは²⁹⁾、否めない事実だということである。そこからすぐに了解されるように、その体罰論は、ほぼペインの体罰論に重なるものでもあった。だからこそ、ペインはまさに切り捨てるような批判しかなし得ないまま、正面切った吟味もないままにほとんど擦り抜けるかのような言及に終わつたのである—ホーリー批判がそのまま我が身に及ぶのを怖れて。ホーリーを歴史の闇に葬り去るのには、それで十分だった。

ホーリーの自宅—事件の現場—は、今もイーストボーンの海沿い、観光大棧橋の側に残っている。グランド・パレード22番地、というのがそれである。それは、イーストボーン駅から南東にターミナス通りを下り、海沿いの通りグランド・パレードに突き当たった左側のテラス・ハウス建物の角にあたる。もちろん、現在もホーリー家の所有になっているわけではない。

三年半の刑期を終えたホーリーを待っていたのは、妻からの離婚申し立てであった。離婚裁判は、1864年7月13日から16日に、皮肉にもレジナルドの父親が勤めていたロンドンの民事訴訟裁判所で行なわれた³⁰⁾。ホーリーの家は、現在、1851年には隣にオープンしていたバーリントン・ホテル (Burlington Hotel) に吸収され、その一角を成している。バーリントン・ホテルの一階事務室の壁に掛けてあるホテルの由来を記したA4サイズ1枚の文書によれば³¹⁾、その角の区分は「1855年から1860年にかけて、ジェントルマンの息子たちのための私立学校で、当時としては相当な額の180ポンドという寄宿寮を徵収していた」ものであった—この記述がホーリー家を指していることは言うまでもない。その後、1861年4月、チャールズ・クリストファー・ヘイマン一家がデボンシャーから移り住み、1908年まで占有していたのだが、その間ヘイマンは1867年8月20日に15名の生徒から成るイーストボーン・カレッジを設立してそれに利用していたという。そして、1938年に今のようにバーリントン・ホテルに吸収されたというわけである。ホーリー家は、主なき後、1861年4月には人手に渡り、刑期を終えたホー

プリーを待つ家はどこにもなかったのである。

註

- 1) 「1860年イギリス学校体罰死事件に関する報道と教育論評—ホーリー事件裁判の教育史的再構成(1)」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第36巻、1996年
- 2) カルロ・ギンズブルク『チーズとうじ虫』みすず書房、1984年、参照。それは、16世紀末葉フリウリ地方の一粉挽き屋メノッキオの異端裁判に関する一件史料の分析を通して、ともすれば語られることなく埋もれたままになつたであろう宇宙観を掬い出す試みである。それはまた、歴史の深層に流れていたものを浮かび上がらせようとするものであり、ミクロな事象の中に宿っているコスマス（「神は細部に宿りたまふ」）にストーリーを紡ぎ出させようとする。
- 3) ヴィクトリア中期のミドル・クラスの典型は、バンクス夫妻によれば、「使用人3人・年収300ポンド」といわれている。もちろん、これは上層ミドル・クラスに該当するだろう。松村高夫によれば、「ミドル・クラスと労働者階級上層（労働貴族層）との境界線は年収約100ポンドとみなしうる」（松村高夫「書評：バンクス夫妻『ヴィクトリア時代の女性たち—フェミニズムと家族計画』『創文』No.197、1980年、21頁）。なおバンクス夫妻によれば、1870年頃のアッパー・ミドル・クラスの親が息子をパブリック・スクールからオックスフォードあるいはケンブリッジにやるのに年平均200ポンド必要だったという（バンクス夫妻『ヴィクトリア時代の女性たち—フェミニズムと家族計画』創文社、河村貞枝訳、1980年、107頁）。
- 4) 『ブライ頓・エグザミナー』7月24日付では“Lyall”となっている。
- 5) 村上直之『近代ジャーナリズムの誕生—イギリス犯罪報道の社会史から』岩波書店、1995年、97-99頁
- 6) 「『ニューゲイト・キャレンダー』とは18世紀初頭以来ニューゲイト・プリズンに入れられた有名な凶悪犯ひとりひとりについて、その生い立ち、犯罪の動機、裁判の経過と判決、犯人の悔恨、処刑の模様、処刑前の最後の言葉などを書いたものである。裁判関係の記録を事務弁護士が提供し、最後まで死刑囚の身近にいる教悔師が書くならわしあつた。……18世紀初め以来何人かの著者によっていくつかの版が出たが、1771年に出了全5巻の『ニューゲイト・キャレンダー』がいわば決定版で、18、9世紀を通じていく度も版を重ね、また近年のペーパーバック版に至るまで幾多の縮小版の底本となつてゐる。」（北条文緒『ニューゲイト・ノヴェル』研究社、1981年、26頁）
- 7) Laadan Fletcher, *The Teacher's Press in Britain 1802-1888*, Educational Administration and History Monograph No.7, Museum of the History of Education University of Leeds, 1978
- 8) “Appendix I, List of Teacher's Journals Published in or before 1880 and included in the Study” *ibid.*, pp.40-41
- 9) *ibid.*, p.11
- 10) *The English Journal of Education*, Jan. 1863. p.4
- 11) “Old Birch's Letters. III. - “Rule, if you would Reign.” ” *The School and the Teacher*, July 2, 1860 (vol.7) pp.174-179
- 12) “School Discipline” *The Educational Guardian*, July 20, 1860. (vol. II, no.3) pp.77-79
- 13) 拙稿「イギリス学校体罰判例史研究1860-1929」『お茶の水女子大学人文科学紀要』第40巻、1987年、参照。
- 14) Miriam G. Fitch, “Joseph Payne, First Professor of Education in England” *Journal of Education*, 66, 774-9 (January-June 1934)

- 15) Richard Aldrich, *School and Society in Victorian Britain : Joseph Payne and the New World of Education*, Garland Publishing, 1995, p.104. 本稿でのペインの経験についての記述は、全面的にこのオルドリッチの研究に依拠している。
- 16) *ibid.*, p.127
- 17) *ibid.*, p.144
- 18) *The Educational Times*, March 1861, pp.51-53
- 19) ミシェル・フーコー（田村倣訳）「全体的かつ個別的に一政治理性批判をめざして」『現代思想』vol.15-3, 1987年3月, 60頁
- 20) 白水浩信「N・ドラマール『ポリス概論』と教育—18世紀フランスにおける統治理論と家族」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第36巻, 1996年, 88頁
- 21) Michel Foucault, *Histoire de la sexualité 1 : la volonté de savoir*, Gallimard, 1976, pp.181-184；渡辺章訳『性の歴史 I』新潮社, 1986年, 175-177頁。フーコーの哲学的探求は、17世紀以来展開し近代社会を覆い尽くすに至った<生>への権力たる<生-権力>の歴史的特質を解明することに向けられた。フーコー自らによるその概括的見取り図は、『性の歴史 I－知への意志』(1976年)に要約的に述べられている。それによれば、<生-権力>は二つの極によって構成されるものであり、最初に形成される第一の極は、人間の身体の<解剖-政治学>, つまり<規律訓練権力>である。これは、「身体の調教、身体の適性の増大、身体の力の強奪、身体の有用性と従順さとの並行的増強、効果的で経済的な管理システムへの身体の組み込み」を強制する、政治上の微細な身体攻撃の権力技術である。これにやや遅れて18世紀に形成される第二の極は、生物学的プロセスの支えとなる身体を中心を据えそれを調整・制御する<生-政治学>である。それは、出生・死亡率・健康・寿命など人口（=住民）への配慮として顕著に現れたものである。それら二つの権力技術は、相伴って、人間の生を回収しあつ醸し出す。これが<生-権力>なのである。したがって、<生-権力>と<規律訓練権力>とを、まったく別のさらには対立するカテゴリーであるかのように受けとられる立論は、誤りでしかない。
- 22) 往々にして、フーコーを援用する19世紀教育思想研究があたかも「愛の教育」が答を否定したかのように描く傾向を有している点には、要注意。たとえば、リチャード・H・プロッドヘッド（後藤和彦訳）「鞭を惜しむこと—南北戦争前のアメリカにおける教育と小説」『現代思想』vol.20-10, 1992年10月。
- 23) Aldrich, *op. cit.*, p.137. このように安易に読み込んでしまう性癖は、なにもオルドリッチに限らず、現代の教育学・教育史家がおよそ共有している<思いこみ>に帰せられよう。これは、さきのプロッドヘッドにみられるように、歴史家にさえも共有されているひとつの心性である。
- 24) とりあえず、拙稿「ロック、ブラックストン、そして Power of Correction—近代イギリスにおける家族・市民社会・国家と教育研究序説（その2）」『東京大学教育学部紀要』第24巻, 1985年, および「学校体罰史研究の現在－論評への応答」『研究室紀要』第20号, 東京大学教育学部教育史・教育哲学研究室, 1994年, 参照。
- 25) クワインティリアヌス（小林博英訳）『弁論家の教育 I』明治図書, 1981年, 45頁。Quintilian, *Institutio Oratoria*, translated by H. E. Butler, Loeb Classical Library, 1920, Book I, III, 12 では“once a bad habit has become engrained, it is easier to break the bend.”となっている。
- 26) Anon., *The Common Errors in the Education of Children*, London, 1744, p.59-60
- 27) *ibid.*, p.58
- 28) Thomas Hopley, *Facts bearing on the Death of Reginald Channel Cancellor : with a Supplement and a Sequel*, London, 1860. その後再び1865年に、ホーパリーはこの続編を刊行する。Thomas Hopley, *A Supplement to the Plain Statement of Facts*, London, 1865.
- 29) さしあたり、拙稿「体罰の教育社会史—あるいはロックの迷宮」中内敏夫他『叢書＜産む・育てる・教える—匿名の教育史＞2 家族一自立と転生』藤原書店, 1991年, 参照。
- 30) Thomas Hopley, *The Hopley Divorce Case : A Cry to the Leading Nation of the World, for the Justice : and for the Souls of my Wife and Children*, London, 1864
- 31) *A BRIEF LOOK INTO THE PAST OF THE BURLINGTON HOTEL*, n. d.

[付記] 本稿は、1997-1998年度文部省科学研究費補助金基盤研究（C-2）による研究成果の一部である。